



法整備支援の成果と新たな挑戦



第十五回  
法整備支援連絡会

## 概 要

日 時	平成26年1月24日(金)午前10時から午後5時40分まで
場 所	大阪会場:法務総合研究所国際協力部「国際会議室」 東京会場:独立行政法人国際協力機構JICA市ヶ谷ビル「国際会議場」
テーマ	「法整備支援の成果と新たな挑戦」
主 催	法務総合研究所 独立行政法人国際協力機構(JICA)
後 援	最高裁判所 日本弁護士連合会 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア経済研究所 公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

## プログラム

総合司会 法務総合研究所国際協力部教官 渡部 吉俊

- |               |  |                |
|---------------|--|----------------|
| 1 開会挨拶        |  |                |
| 10:00-10:20   | 法務総合研究所長<br>独立行政法人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部長          | 酒井 邦彦<br>植嶋 卓巳 |
| 2 主催者報告       |  |                |
| 10:20-10:45   | 法務総合研究所国際協力部教官                                     | 柴田 紀子          |
| 10:45-11:10   | 独立行政法人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部<br>次長兼ガバナンスグループ長      | 富澤 隆一          |
| 3 活動報告        |  |                |
| 11:10-11:30   | 名古屋大学<br>法政国際教育協力研究センター(GALE)長                     | 市橋 克哉          |
| 11:30-11:50   | 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)<br>アジア経済研究所研究企画部研究企画課長        | 今泉 慎也          |
| 11:50-12:10   | 質疑応答   |                |
| 12:10-13:30   | 昼食休憩   |                |
| 13:30-13:50   | 特許庁総務部国際協力課課長補佐                                    | 杉山 卓也          |
| 13:50-14:10   | 財務省関税局参事官室国際協力専門官                                  | 鈴木 崇文          |
| 14:10-14:30   | 日本弁護士連合会国際交流委員会委員長・弁護士                             | 矢吹 公敏          |
| 14:30-14:50   | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>国際事業本部国際本部国際研究部<br>主任研究員 | 亀山 卓二<br>杉下 亮太 |
| 14:50-15:10   | 株式会社大和総研アジア事業開発本部長                                 |                |
| 15:10-15:30   | 質疑応答   |                |
| 15:30-15:50   | 休憩   |                |
| 4 パネルディスカッション |  |                |
| テーマ           | 「新たな挑戦を迎えた法整備支援の今後の展望」                             |                |
| 司会兼パネリスト      | 法務総合研究所国際協力部長                                      | 野口 元郎          |
| パネリスト         | 独立行政法人国際協力機構(JICA)国際協力専門員                          | 佐藤 直史          |
| (順不同)         | 外務省アジア大洋州局<br>南部アジア部南東アジア第一課<br>地域調整官              |                |
|               | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授                                   | 黒木 大輔          |
|               | TMI総合法律事務所パートナー弁護士                                 | 松尾 弘           |
|               | 一般社団法人日本経済団体連合会<br>経済基盤本部長                         | 行方 國雄          |
|               |  | 阿部 泰久          |
| 15:50-16:50   | パネルディスカッション  |                |
| 16:50-17:30   | 質疑応答   |                |
| 5 閉会挨拶        |  |                |
| 17:30-17:40   | 公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)理事                          | 小杉 丈夫          |
| 18:10-        | レセプション   |                |

平成25年5月

## I. 基本的考え方

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。また、法制度整備支援は「法の支配」を重視し、その強化を国際社会に訴えてきた我が国として、将来に渡り、国際社会における名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。そこで、我が国の対外援助の基本方針である政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、①自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、②持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、③我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備、④日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援、⑤ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から、基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用の支援を行うこととする。我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、我が国の経験・知見を踏まえつつも、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法制度が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育、運用に係る実務面での能力強化までを視野に入れ、相手国自身による法制度の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。このような日本ならではの技術協力は、開発途上国側の能力向上に資するとともに開発途上国と我が国の間の関係強化にも資することが期待される。

## II. 法制度整備支援の実施体制

今後も日本の法制度整備支援の特長を活かし、相手国のニーズ・案件に応じ、専門家の派遣、学者や法律実務家、制度運用機関を中心とする国内組織からの

<sup>1</sup> 本基本方針改訂版は、法制度整備支援関係省庁（外務省、法務省、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を含む）において協議の上、策定したものである。

サポート、訪日研修、留学生受入、開発政策借款による相手国の制度・政策改善、国際機関を通じた支援等の多様な手法を組み合わせ、また有機的に連携させて、柔軟でバランスの良い、効果的な支援を実施する。

支援の充実を図るには、派遣される専門家はもちろんのこと、法制度整備支援に取り組むことに適当な人材をより多く確保することが不可欠であることから、人材の活用と育成のための基盤整備を図る。さらに、具体的な支援の実施等においては、外務省、法務省等の関係省庁の連携はもとより、政府と日本弁護士連合会、経済団体等関係者及び大学等関係者との間の官民連携が不可欠であることから、引き続き、法務省・JICA主催の法整備支援連絡会などの既存の枠組みも活用しながら、具体的な官民連携による支援策についての検討を行い、オールジャパンによる支援体制を強化していく。なお、我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも、他ドナーとの役割分担にも留意し、研究機関とも連携しつつ、選択と集中による支援を実施する。

また、現地の我が方大使館・JICA事務所と現地に派遣された専門家が緊密に連絡することを通じて、法制度整備支援の過程で形成された人脈が断絶することなく、その後も現地の情報収集等に活かされるよう努める。

### Ⅲ. その他（支援の効果的実施のために必要な事項）

（１）法制度整備支援に投入可能なリソースが限られる中、援助効果を高め、戦略的に支援を行うため、今後も新規案件形成に際しては、優先順位付けをより積極的に行う。なお、投資環境整備に必要な法制度整備を行うにあたっては、技術協力による相手国の制度の構築や能力強化等に加えて、開発政策借款も有効に活用する。具体的には、開発政策借款を既往の技術協力から得られる経験を踏まえた政策目標の策定や法整備支援関係の調査、専門家派遣、研修等と組み合わせた形で行うことにより、その効果の拡充を図る。

（２）法制度整備支援の性格上、定量的な指標で成果を計ることの困難さはある一方、事業成果についての説明責任が強く求められている。現地のニーズや事業に対する評価をきめ細かく聴取することで、より事前・事後の評価に意を用いる。

### Ⅳ. 国別実施方針

法制度整備支援の実施に当たっては、被援助国のニーズ、これまでの支援実績、我が国にとっての外交面及び経済面での重要性、等を総合的に勘案する。また、特に基本法分野への支援は、その国の発展に必要な基盤整備の根幹部分であり、相手国の歴史や文化、生活習慣に深く根ざしていることから、それらの諸点で我が国との共通性・親和性を有している国について、法体系の同質性

なども考慮する。また、途上国のニーズに加え、我が国経済界のニーズも踏まえた支援国、対象分野等の選定に留意する。

以上を踏まえた上で、当面の方針としては、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュの8ヶ国を中心に進めていくものとする。その際、これら8ヶ国については、下記のとおり国別の実施方針を定めることとする。なお、中国については、日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために協力を行っていく。

また、今後、民主化の促進、法の支配の定着、平和構築支援、投資環境整備、官民連携等の観点から、8ヶ国以外のネパール、東ティモールなどのアジア諸国や、アフリカ諸国等に対しても、相手国のニーズや必要に応じて、支援の需要を更にくみ取っていくこととする。

## 1. インドネシア

(1) インドネシアにおいては、貿易手続、税務、労働法、民事訴訟の簡易手続等、民間の事業活動に関わる様々な法制度整備とその透明かつ適正な運用が課題であるとの認識の下、我が国は、知的財産権法及び競争法に関し、適正かつ円滑な執行のための実施ガイドラインの策定支援、人材育成等の組織強化支援を行っている。また、司法に対する国民及び国際社会の信頼を得るとともに、投資環境改善の上でもガバナンス改革は極めて重要であることから、国家警察を民主的な組織としていくための国家警察支援や最高裁判所に対する調停制度に関する制度整備等の支援も行ってきた。

(2) これまで実施してきた、経済法整備・運用関係では、知的財産権法や競争法に関し良好な成果を上げてきているほか、選挙支援や警察支援等のガバナンス支援でも、我が国の支援が十分効果を上げつつある。また、我が国は、開発政策借款も通じて、投資・事業環境整備に係る法制度の整備、運用の改善を促している。一方で、今後もインドネシアの経済発展の観点のみならず、我が国からの投資促進・日本企業保護の観点からも、関連法制度整備及び運用改善を行う必要性は依然として高い。ただし、インドネシアの法制度整備分野は他ドナーも多くの協力を実施しているため、我が国の援助リソースを効果的かつ効率的に活用するためにも、他ドナーとの役割分担にも留意しつつ、選択と集中の観点から真に必要な協力を注力して支援する必要がある。

(3) 我が国は今後、円滑な経済活動の基軸となる基本実体法令、手続法令の改正や、必要な立法措置やガイドラインの整備・拡充が望まれている経済法整備関連の支援、これらの法令の円滑な運用に向けた支援を重点的に検討する。その際、情報通信等の制度整備のニーズがある場合、これに対応することも検

討する。ガバナンス支援では、これまでの国家警察民主化支援を中心とする協力の成果を踏まえ、市民警察活動の全国展開に向けた取組を行うとともに、健全なガバナンスの基礎となる司法分野について、インドネシア側独自の取組と協力ニーズを踏まえ、人材育成を中心とする更なる支援の実施に向けて、検討を行っていく。

## 2. ベトナム

(1) 我が国はベトナムが経済成長促進・国際競争力強化、社会・生活面の向上と格差是正及び環境保全のそれぞれの開発課題に対応していく上での基盤として、健全なガバナンス体制の確立が必要であるとの認識の下、民法、民事訴訟法等、各種法律の制定への支援や、金融、中小企業、投資環境整備等に関する政策的な助言、競争法、消費者保護法、知的財産権、通関、基準認証等の法令の執行にあたる人材育成への支援等の経済法分野の支援を行っている。近年、基本法分野では、ベトナムの課題の変遷に合わせて、起草支援に加え、法の適正な運用の確保という観点から司法制度の整備及び地方も含めた法曹・法律職等の人材の育成への支援面を強化し、高い評価を得ている。

(2) ベトナムでは法令の制定及び執行・運用における改善という課題がある。この面での改善は、同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であり、また、我が国企業の活動の円滑化のためにも資することになる。

(3) ベトナムへの法整備支援の特徴としては、技術協力を中心とした上記取組について、日越官民対話の枠組みである「日越共同イニシアティブ」を含む多様なスキームを活用し、法令の制定及び執行・運用面の改善を促進している点が挙げられる。

(4) 今後、ベトナム自身が定めている法制度整備戦略及び司法改革戦略との整合性に留意しつつ、法律の運用面での能力向上を図るため、人材育成等を通じた立法能力の強化及び法律の実施体制強化支援（裁判所、検察院、行政府（地方を含む）の能力強化、弁護士会の組織強化等）を継続する。経済法関連分野では、税関、税務、税制、競争法、金融、知的財産法、基準認証分野で、関係部局の職員の能力向上に関する支援を継続する。また、投資環境の改善、公共事業等の円滑な実施を図るため、投資促進政策・施策を担当する部局、公共調達部局への助言を行うとともに、近年市場経済化の進展に伴ってニーズが高まっている、消費者保護分野、PPP（官民連携）、環境・省エネ関連の制度整備について支援の検討を進める。

## 3. ミャンマー

(1) ミャンマーでは、2011年の新政権発足後、民主化推進、市場経済化の促進を表明し、政治、経済、社会開発のそれぞれの分野において加速度的に改革を推進している。こうした動きを更に進める前提として、ミャンマーにおいては、法の支配の確立やガバナンスの向上、また市場経済に合致した法令の整備、法令の抵触・オーバーラップの解消及び法令の公布・公表によって、投資やビジネスを展開する上での透明性や予測可能性を向上していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 我が国は、ミャンマーの民主化と社会・経済改革を後押しするため、その基盤づくりに資する法制度整備支援を一層強化していく。それに際しては、ミャンマーが直面する喫緊の課題であり、かつ我が国企業の経済活動基盤整備にも資する民商事法、金融、税関行政を含む経済法分野等を端緒としつつ、関係行政機関や司法機関における起草能力強化・人材育成をも視野に入れた支援を行うことを基本とする。更に、今後同国政府に優先度を確認していく必要があるが、基準認証、投資環境整備、知的財産権、公共事業等の円滑な実施に資する法整備などのニーズは高いものと考えられるため、これら支援の可能性も検討する。また、ミャンマー側のニーズや支援の実績から得られた教訓を踏まえつつ、ガバナンス強化を始めとする法・司法分野における包括的な支援を実施し、ミャンマーにおける「法の支配」の確立を目指すと共に、自由や民主主義の定着のため早急に必要とされる協力についても検討する。

#### 4. モンゴル

(1) 我が国はモンゴル政府の市場経済に関する制度整備・人材育成に対する支援として、調停制度の整備、税制の整備や徴税能力の強化、行財政管理能力、政策立案能力の向上に関する支援を実施し、高い評価を得ている。

(2) 同国では、市場経済化の進展や国際的な経済活動の活性化の一方で、外国企業に不利な法令解釈や判断が行われる等の問題も指摘されており、市民や企業の権利の保障や紛争解決手段の多様化に資する法・司法制度及び関連機関の機能強化や人材育成が課題となっている。

(3) これまでの我が国の支援により、調停法が成立したことを受け、今後、法曹人材の育成や法制度が機能的に運用されるための継続的な支援を行い、調停制度の全国導入への協力の実施などを進めていく。

#### 5. カンボジア

(1) 我が国は、カンボジア政府が進める諸改革の成功に向けた支援として、税関、税制、税務等に関する協力の実施に加え、民法・民事訴訟法の起草・成立支援や、裁判官・検察官養成校における組織的な学校運営・法教育のノウハ

ウ移転といった人材育成支援を行ってきた。また、弁護士の人材育成についても様々な研修プログラムの活用を通して協力してきた。

(2) これまでの協力を通じて、民法、民事訴訟法及びその関連法令が成立するなど、重要な成果を上げているが、今後はその適切な運用の確保など、民事分野における支援のニーズは依然として存在することから、今後も継続的に支援を実施していく必要がある。また、各省庁が起草する法令間の整合性を保つための、政府内部での調整機能の強化が必要である。

(3) 我が国は、引き続き民事分野に焦点を当て、日本が支援したカンボジアの新しい民法・民事訴訟法の運用を支える法曹、司法職員、大学講師等の中核となる人材の育成、実務教育の更なる一層の充実や、司法関係機関の組織強化等への更なる支援を行っていく。また、法令執行の観点から、税務行政、税関行政における近代化へ向けた支援、ステークホルダーとの対話を継続していく。

## 6. ラオス

(1) 我が国はラオスの健全な経済発展、ASEANが進める地域経済統合・連結性の強化、域内の格差是正を図っていく観点から、法制度整備のための基盤づくり・人材育成、司法制度の強化等、法制度の信頼向上に向け、民法典起草や人材育成支援などを行ってきた。

(2) これまでの協力を通じて、民法典起草が進んでいるほか、ラオスの司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材が着実に育成されてきている。

(3) 今後、我が国は、司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化及び実務の改善を目指すとともに、ラオスへ進出している日系企業からのニーズが高いラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を、ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつ検討する。また、法令執行に関しては税関行政についての協力を継続していく。

## 7. ウズベキスタン

(1) 我が国は、ウズベキスタンが着実に経済・社会改革を実施し、長期的には民主化を達成するよう、経済構造改革に伴う困難を緩和する援助、持続的経済成長の基盤作りへの支援に努めており、国別援助方針においても、「市場経済化の促進と経済・産業振興のための人材育成・制度構築支援」を援助重点分野の一つとしている。

(2) ウズベキスタンでは、各種法令間の不整合や法解釈の不統一等により法令の円滑な執行・運用が行われないという課題がある。民間セクターの発展や貿易、外国投資の円滑化などに必要なビジネス環境の整備を主な目的として、法制度、税務、人材育成等の支援を行っていく。



(3) 今後は、行政手続法令の改正、法令データベースの整備、倒産法注釈書の作成等に関するこれまでの我が国の協力の成果と教訓を踏まえ、我が国の協力が具体的な成果につながる分野を慎重に見極めつつ協力の実施を検討するとともに、引き続き法令の適切な運用のための人材育成についても支援の可能性を検討する。

## 8. バングラデシュ

(1) 我が国は、バングラデシュについて、持続可能かつ包摂的な経済成長の加速化と貧困からの脱却という開発課題に取り組んでいく上での基盤として、健全なガバナンス体制の確立が必要であるとの認識の下、政府機能の強化や行政サービスの向上等のための支援を行ってきているほか、その他の様々な分野においても行政能力の向上に留意して支援を実施している。

(2) バングラデシュは近年新たな生産拠点として、また巨大な市場として継続的な経済成長を遂げており、日本企業の進出も拡大しつつある。一方で、バングラデシュでは、投資にあたっての手續面、法制度面等が日系企業の投資拡大の阻害要因になっているという指摘もあり、この面での改善は、同国における法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のために必要であるとともに、我が国企業の活動の円滑化にも資することになる。

(3) これまでバングラデシュに対して、法制度整備支援という観点からは、行政能力強化を中心に支援を実施してきているが、今後は経済法等の分野における支援についても検討を行っていく。

(外務省ホームページより抜粋)

## 法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請			
1993	・森島昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介			
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催		
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施			
1996	・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続		
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月)、本邦研修(2月)を実施	・経済法研修
1999	・日越民事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地で開催	・本邦研修(11月)、現地セミナー(2月)を実施	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官出身、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約5か月) ・現地セミナー(6月)、本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)	・JICA調査団派遣
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始 (法務省、最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事)	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び評書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)	・本邦研修(年1回) ・企画調査員として長期専門家を派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修)を実施
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官出身、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) (法曹養成、民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するOP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴法)	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー	・本邦研修(年1回) ・インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣

# 所が把握しているものを中心に)

2014/1/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
	・森脇昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言					
	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回)				・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
	・前年と同様(モンゴル)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)
[ウズベキスタン] ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催		・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)
[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回)
[ウズベキスタン] ・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催				・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第4回)
[ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海学園大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催				・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京、大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(知的財産権シンポジウム)開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回)
・JICA調査団派遣 M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京、大阪)				・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)

# 法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援フェーズ3継続</li> <li>長期専門家1名(裁判官出身)派遣</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>現地セミナーを開催(判決書・判例, 判決執行法, 法曹養成)</li> <li>改正民法成立(6月14日)</li> <li>本邦研修実施(9月, 2月)</li> <li>(判決書標準化, 法曹養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>立法化支援</li> <li>附属法令整備</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣</li> <li>現地セミナーを開催(模擬裁判)</li> <li>本邦研修実施(2月)</li> <li>(民法・民訴法)</li> <li>法曹養成研究会発足</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで)</li> <li>裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は検事)</li> <li>本邦研修実施(10月)(法曹養成)</li> <li>日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICAプロジェクト継続</li> <li>長期専門家2名を派遣(検事・弁護士)</li> <li>本邦研修(2回)</li> <li>現地セミナー(民法教科書, 判決書マニュアル, 検察マニュアル)</li> <li>検察マニュアル及び判決書マニュアル完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修(年1回)</li> <li>アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長</li> <li>長期専門家1名(業務調整員)派遣</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>現地セミナーを開催(判決書・判例)</li> <li>日越司法制度研修及び共同研究実施(10月, 判決書・判例, 最高人民裁判所から4名招へい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>立法化支援</li> <li>附属法令整備</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>民事訴訟法成立(7月6日公布)</li> <li>短期専門家派遣(8月)</li> <li>現地セミナーを開催(8月:民法特別講義, 3月:民訴法)</li> <li>遠隔セミナーを開催(12月)</li> <li>法総研(財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい</li> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで)</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>法曹養成研究会継続</li> <li>裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー)</li> <li>JICA-Netセミナーを開催(4月, 12月)</li> <li>本邦研修実施(2月)(法曹養成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICAプロジェクトを2007年5月まで延長</li> <li>現地にて普及セミナー実施(判決書マニュアル, 検察マニュアル, 民法教科書)</li> <li>本邦研修(11月)</li> <li>(プロジェクト総括と成果物書及・新司法改革マスタープランの内容)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連)</li> <li>本邦研修(7月)</li> <li>JICA調査団派遣, M/M締結(9月)</li> <li>JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始, 長期専門家(弁護士)を派遣(3月)</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月~2011年3月)</li> <li>民法共同研究会開始</li> <li>裁判実務改善研究会開始</li> <li>長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)派遣</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)</li> <li>現地セミナーを開催(9月, 国賠法)</li> <li>本邦研修実施(11月, 国賠法起草)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>立法化支援</li> <li>附属法令支援</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省へ長期専門家1名(弁護士)を追加派遣, 合計3名</li> <li>民事訴訟法適用(7月)</li> <li>民法公布(12月)</li> <li>遠隔セミナーを開催(8月:民訴法)</li> <li>現地セミナーを開催(1月:民訴法)</li> <li>JICA調査団派遣</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続</li> <li>法曹養成研究会継続</li> <li>裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続</li> <li>JICA-Netセミナーを開催(5月, 9月)</li> <li>本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民訴法)</li> <li>現地セミナーを開催(11月:民法, 12月:民事模擬裁判)</li> <li>JICA調査団派遣</li> <li>JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2007年5月末プロジェクト延長期間終了</li> <li>フォローアップ</li> <li>現地CPIによる普及ワークショップ, JICA現地事務所モニタリング(5~12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内アドバイザー・グループを設置(6月)</li> <li>現地セミナーを開催(8月)</li> <li>本邦研修を実施(10月)</li> <li>現地セミナーを開催(3月)</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>本邦研修実施(6月:犯罪学研究, 8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策, 3月:刑訴法改正)</li> <li>民事判決執行法成立(11月14日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始</li> <li>附属法令起草支援</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省へ長期専門家3名派遣継続</li> <li>遠隔セミナーを開催(12月:民訴法関係)</li> <li>現地セミナーを開催(12月:民法)</li> <li>本邦研修実施(2月:不動産登記法)</li> <li>JICA調査団派遣</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始</li> <li>法曹養成アドバイザー・グループ開始</li> <li>裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続</li> <li>JICA-Netセミナーを開催(9月)</li> <li>本邦研修実施(10月, 3月)</li> <li>現地セミナーを開催(12月, 2月)</li> <li>JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月)</li> <li>現地調査(1月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内アドバイザー・グループ会合を継続</li> <li>第2回本邦研修を実施(7月)</li> <li>インドネシア改正最高裁判所規則PERMA 2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)が施行(7月)</li> <li>現地セミナーを開催(11月)</li> <li>JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)</li> </ul>
2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草, 10月:日弁連の組織, 活動, 12月:改正刑事訴訟法起草, 民事判決執行法運用指針, 2月:行政訴訟法起草)</li> <li>国家賠償法成立(6月)</li> <li>現地セミナーを開催(行政訴訟法, 弁護士連合会の組織・運営方法等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続</li> <li>附属法令起草支援</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>現地セミナーを開催(12月:民訴法関係)</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続</li> <li>JICA-Netセミナーを開催(5月)</li> <li>本邦研修実施(10月, 11月)</li> <li>現地セミナーを開催(6月, 8月, 12月)</li> <li>JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施(5月, 6月, 11月, 2月)</li> <li>現地調査(5月, 9月, 3月)</li> <li>現地セミナー(9月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内アドバイザー・グループ会合を継続</li> <li>現地調査を実施(9月)</li> <li>JICA個別研修「法廷と連携した和解・調停実施」を実施(11月)</li> <li>インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月)</li> </ul>
2010	<ul style="list-style-type: none"> <li>法・司法制度改革支援プロジェクト継続</li> <li>JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査)</li> <li>民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>日越司法制度共同研究(8月)</li> <li>現地セミナーを開催(8月)</li> <li>司法省次官招へい(10月)</li> <li>本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位の役割等, 11月:戸籍法起草, 12月:改正刑事訴訟法起草, 1月:改正民事訴訟法起草)</li> <li>行政訴訟法成立(11月)</li> <li>改正民事訴訟法成立(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続</li> <li>附属法令起草支援</li> <li>民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>司法省への長期専門家3名の派遣継続</li> <li>JICA-Netセミナー開催(12月:法人登記)</li> <li>本邦研修実施(2月:不動産登記)</li> <li>JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続</li> <li>法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続, 新たに1名(裁判官出身)を派遣</li> <li>JICA-Netセミナーを開催(5月:民事訴訟法)</li> <li>現地セミナー開催(9月:民法)</li> <li>本邦研修実施(10月:法曹養成)</li> <li>現地セミナー開催(3月:民法)</li> <li>JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月)</li> <li>法総研が現地調査実施(5月:ニーズ調査)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研による現地調査を実施(7,8月:司法制度)</li> <li>JICA-Netセミナーを実施(5月,7月,10月,12月:民法)</li> <li>法律人材育成強化プロジェクト開始</li> <li>長期専門家3名(検事・弁護士・業務調整員各1名)を派遣(7月)</li> <li>国内アドバイザー・グループを設置(民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法)</li> <li>現地セミナー(2月)</li> <li>本邦研修実施(3月:民法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研による現地調査(8月)</li> <li>法総研が最高裁招へい(11月)</li> <li>法総研が最高裁副長官等招へい(12月)</li> <li>JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力</li> </ul>

# 所が把握しているものを中心に)

2014/1/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修を実施(5月, 11月) (倒産法注釈書)</li> <li>・短期専門家派遣(8月, 3月) (法務省, 大阪大学等)</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで)</li> <li>・司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学, 2008年まで)</li> <li>・ (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース)</li> <li>・長期専門家1名派遣(名古屋大学)</li> <li>・タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)</li> <li>・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)</li> <li>・その他</li> <li>・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)</li> <li>・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催(第7回)</li> <li>・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム)</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(国際会社法シンポジウム)開催</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回)</li> </ul>
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで)</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで)</li> <li>・本邦研修(5月, 8月, 9月, 11月) (倒産法注釈書)</li> <li>・短期専門家派遣(6月, 2月) (法務省, 弁護士)</li> <li>・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月)</li> <li>・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月～2008年11月)</li> <li>・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)</li> <li>・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催(第8回)</li> <li>・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム)</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回)</li> </ul>
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施(6月)</li> <li>・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7月, 12月)</li> <li>・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月)</li> <li>・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月)</li> <li>・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月)</li> <li>・注釈書(英語版)発刊(3月)</li> <li>・その他</li> <li>・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会強化計画プロジェクト継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA調査団派遣(6月)</li> <li>・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月)</li> <li>・本邦研修実施(11月)</li> <li>・国内研究会を設置(11月)</li> <li>・現地セミナーを実施(3月)</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・法整備支援連絡会開催(第9回)</li> <li>・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム)</li> <li>・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催</li> <li>・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月)</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回)</li> </ul>
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学)(12月)</li> <li>・その他</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会強化計画プロジェクト終了(～11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間)</li> <li>・本邦研修実施(5月, 11月)</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事法比較研究現地セミナー(2回)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催(第10回)</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催</li> <li>・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回)</li> </ul>
<p>[ウズベキスタン]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団の派遣(11月)</li> <li>・その他</li> <li>・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣</li> <li>・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国現地セミナー開催(5月, 7月, 3月)</li> <li>・中国国際私法, 国際民事訴訟法講演会(清華大学副教授招へい)</li> <li>・本邦研修実施(11月)</li> <li>・権利侵害責任法成立(12月)</li> <li>・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東ティモール法制作成能力向上研修実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催</li> <li>・法整備支援連絡会開催(第11回)</li> <li>・法総研・ICCLC・JICA共催による「『私たちの法整備支援～ともに考えよう』法の世界の国際協力シンポジウム」を開催</li> <li>・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月)</li> <li>・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月)</li> <li>・個別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(7月)</li> <li>・個別研修「中国司法人材育成研修」(7月)</li> <li>・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修(10月)</li> <li>・渉外民事関係法律適用法成立(10月)</li> <li>・中国行政訴訟法現地セミナー(11月)</li> <li>・長期専門家派遣(弁護士)</li> <li>・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月)</li> <li>・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)</li> <li>・本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月)</li> <li>・現地調査実施(2月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東ティモール法制作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月)</li> <li>・東ティモール現地調査実施(3月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省インターンシップ実施(8月)</li> <li>・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月)</li> <li>・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシボ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催(9月)</li> <li>・法整備支援連絡会開催(第12回)</li> <li>・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月)</li> <li>・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> <li>・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回)</li> <li>・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月)</li> </ul>

## 法整備支援活動年表（法務総合研究）

年度	ベトナム	カンボジア	ラオス	インドネシア
2011	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2014年3月)</li> <li>・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施(6月)</li> <li>・本邦研修実施(2月:弁護士会の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定)</li> <li>・附置法令起草支援</li> <li>・民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・司法省への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・民法適用法公布(6月)</li> <li>・現地セミナー開催(8月, 9月, 11月:民法)</li> <li>・JICA調査団派遣(9月:終了時評価)</li> <li>・民法適用, 同記念式典(12月)</li> <li>・現地セミナー開催(12月:民法普及)</li> <li>・本邦研修実施予定(2月:法人登記)</li> <li>・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定)</li> <li>・法曹養成アドバイザー・グループ継続</li> <li>・裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続</li> <li>・本邦研修実施(6月, 10月:法曹養成)</li> <li>・JICA調査団派遣(9月:終了時評価)</li> <li>・現地セミナー開催(1月:民法)</li> <li>・JICA調査団派遣(10月:次期案件詳細計画策定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催(6月:刑事訴訟法, 7月:民法:民事訴訟法)</li> <li>・現地セミナー実施(8月:民法, 9月:民事訴訟法, 3月:刑事訴訟法)</li> <li>・本邦研修実施(10月:刑事訴訟法, 1月:民事訴訟法)</li> <li>・JICAによる各OP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月)</li> <li>・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)</li> </ul>
2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2014年3月)</li> <li>・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施(6月)</li> <li>・本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護士の権利の確立, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA法整備支援プロジェクトフェーズ3終了(～3月)</li> <li>・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(～3月)</li> <li>・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(4月～)</li> <li>・不動産登記共同省令起草支援</li> <li>・司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援</li> <li>・民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・長期専門家4名(検事・裁判官出身・弁護士等)派遣</li> <li>・現地セミナー開催(9月, 12月:不動産登記)</li> <li>・現地セミナー開催予定(2月:親族相続法)</li> <li>・本邦研修実施予定(2月:人材育成)</li> <li>・JICA調査団派遣(11月:JCC参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>・JICA-Netセミナー開催(10月:刑事訴訟法, 11月:民事訴訟法, 2月:3月:民法)</li> <li>・JICA調査団派遣(7月:中間評価) ※民法典起草支援をプロジェクトに追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査実施(8月)</li> <li>・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)</li> </ul>
2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2014年3月)</li> <li>・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続</li> <li>・長期専門家4名(検事, 裁判官出身, 弁護士, 業務調整員各1名)継続</li> <li>・ベトナム国家大学日本法講座継続</li> <li>・日越司法制度共同研究実施(8月, 最高人民検察院長官招へいも同時に実施)</li> <li>・本邦研修実施(10月:破産法, 地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士の自治, 3月(予定):民法改正～国際私法分野の改正について)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2012年3月まで)</li> <li>・ただし, 法令起草支援の分野は終了(～3月)</li> <li>・司法省, 王立司法官職養成学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続</li> <li>・民法, 民事訴訟法作業部会継続</li> <li>・長期専門家3名派遣継続, 1名は派遣終了</li> <li>・現地セミナー(9月, 12月:民事訴訟法 3月:民法)</li> <li>・本邦研修(10月, 2月:人材育成)</li> <li>・JICA調査団派遣(9月:運営指導調査, 12月:JCC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律人育成強化プロジェクト継続</li> <li>・長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名)</li> <li>・JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・12月:民法)</li> <li>・現地セミナー実施(8月・11月:民法, 12月:刑事訴訟法, 3月(予定):民事訴訟法)</li> <li>・本邦研修実施(7月:刑事訴訟法, 10月:民事訴訟法, 2月・3月(予定):民法)</li> <li>・JICA調査団派遣(5月:運営指導調査, 2月(予定):終了時評価)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査(5月)</li> <li>・JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査実施(11月)</li> <li>・第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施予定(2月)</li> </ul>

# 所が把握しているものを中心に)

2014/11/24 現在

中央アジア	モンゴル	中国	ネパール	東ティモール	ミャンマー	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調停制度強化プロジェクト継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修実施(11月:司法人材育成)</li> <li>現地セミナー開催(11月:民事訴訟法)</li> <li>本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法)</li> <li>石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> <li>法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本・ネパール捜査追跡実務比較共同研究」実施(9月)</li> <li>現地調査実施(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東ティモール現地調査実施(3月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省インターンシップ実施(8月)</li> <li>法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月)</li> <li>法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月)</li> <li>法整備支援連絡会開催(第13回)</li> <li>霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月)</li> <li>石川民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, ウズベキスタン, タジキスタン)(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調停制度強化プロジェクト終了(~11月)</li> <li>調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地セミナー開催(6月:相続法)</li> <li>国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月)</li> <li>本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」, 1月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権保護法)」)</li> <li>中国民事訴訟法改正(8月)</li> <li>法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施(7月)</li> <li>法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月)</li> <li>本邦研修実施(「民法解説書作成」, 8月, 「事件管理」, 9月)</li> <li>現地調査実施(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東ティモール法制共同研究実施(9月)</li> <li>東ティモール現地セミナー及び現地調査実施(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日ミャンマー法制度比較共同研究実施(7月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研)</li> <li>財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月)</li> </ul> </li> <li>現地セミナー開催(8月, JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」)</li> <li>日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦最高裁判所長官ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学)</li> </ul> </li> <li>現地セミナー開催(12月, JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務省インターンシップ実施(9月)</li> <li>法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンボ『アジアの国の司法アクセス』」開催(11月)</li> <li>法整備支援連絡会開催(第14回)</li> <li>霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月)</li> <li>石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第13回)(6月, 10月)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(11月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月~2015年7月)</li> <li>長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権保護法)」, 10月:「同(著作権法)」)</li> <li>現地セミナー開催(8月:相続法)</li> <li>国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月)</li> <li>消費者権保護法改正(10月)</li> <li>法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月)</li> <li>「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月)</li> <li>法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)開始(9月)</li> <li>「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(9月)</li> <li>同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月)</li> <li>同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月)</li> <li>現地調査実施予定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東ティモール法制共同研究実施(2013年4月~2014年3月)</li> <li>(活動内容~法活動草能力向上)</li> <li>現地調査実施及び現地セミナー開催(6月:調停法)</li> <li>現地セミナー開催(10月:調停法)</li> <li>JICA-Netセミナー開催(12月:調停法)</li> <li>現地セミナー開催予定(3月:調停法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月, 法総研・JICA)</li> <li>現地セミナー開催(4月, JICA・UAGO:「商事仲裁」)</li> <li>日ミャンマー法制度比較共同研究実施(6月)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC)</li> </ul> </li> <li>現地小規模セミナー実施(7月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 法曹養成」)</li> <li>財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月)</li> <li>JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意書締結(8月22日)</li> <li>現地小規模セミナー実施(9月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 倒産法, 法曹養成」)</li> <li>現地調査実施(10月, 法総研・JICA, 刑務所・少年院等を訪問し, 矯正局と協議)</li> <li>現地小規模セミナー実施(11月, 法総研・JICA・特許庁, UAGO・SC対象「知財法」)</li> <li>「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日~, 3年間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力法分野』」開催(11月)</li> <li>法整備支援連絡会開催(第15回)</li> <li>霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(2月)</li> <li>石川国際民商事法センターが「金沢セミナー」を開催予定(3月)</li> <li>法総研で日韓パートナーシップ共同研究開催(第14回)(6月, 11月)</li> </ul>




## 法整備支援の成果と新たな挑戦

第15回法整備支援連絡会  
平成26年1月24日



法務総合研究所国際協力部  
副部長 梨田紀子


#1



### 報告内容

- ① 政府施策としての法制度整備支援
  - ・「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
  - ・「日本再興戦略 ~JAPAN is BACK~」
  - ・「経済財政運営と改革の基本方針～総論・経済再生～」
- ② 法制度整備支援の成果
- ③ 平成25年の活動
  - ・各国の活動
  - ・日ASEAN友好協力40周年記念事業

#2



### 政府施策としての法制度整備支援

平成20年1月30日 第13回海外経済協力会議(国際協力会議)

法制度整備支援は、海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくことを合意

平成21年4月22日 第21回海外経済協力会議(国際協力会議)

第13回会議での合意に基づき策定された「法制度整備支援に関する基本方針」の了承  
 ・我が国の法制度整備支援に関する基本方針を、国際実施方針について策定  
 ・ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、モンゴル、ウズベキスタン、中国の7か国を重点支援

平成22年12月24日 日米両国の基本戦略(閣議決定)

世界における日本のプレゼンスの強化⇒インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進

平成23年3月17日 第4回経貿インフラ戦略会議(閣議決定)

・日本とアジアをより強く連携の契機に併し「法制度整備支援に関する基本方針」改訂  
 ・新たな重点支援国としてミャンマー、バングラデシュを追加、中国を除除  
 ・インフラシステム輸出戦略⇒インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備


平成25年6月14日 日本再興戦略-経済財政運営と改革の基本方針(閣議決定)

・日本再興戦略⇒国際展開戦略(海外市場獲得のための戦略的取組み)上、法制度等面の支援を進める  
 ・基本方針⇒「我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援」を選択

平成25年6月28日 平成25年度国際協力基本方針(内閣府閣議決定)

・自由で豊かで安定した国際社会を実現するODA⇒ミャンマーを始め基本方針の改定を踏まえた法制度等面の支援を進める  
 ・取組領域-途上国と日本がともに成長するODA⇒ODAにより法制度整備支援をはじめとするビジネス環境の改善を進める

#3




### 法制度整備支援に関する基本方針

#### I 基本的考え方

「平成20年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を経済協力の重要分野の一つとして位置づけることが決定された。」「世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援するものである。また、法制度整備支援は「法の支配」を重視し、その強化を国際社会に訴えてきた我が国として、将来に渡り、国際社会における名譽ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。」


#4



### 法制度整備支援に関する基本方針

- 3つの観点
  - 1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着
  - 2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
  - 3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化
- 日本の法制度整備支援の特長  
相手国の文化・歴史・発展段階・オーナーシップを尊重
- 支援体制  
「官民連携」「オールジャパン」
- 重点対象7か国  
中国・モンゴル・カンボジア・インドネシア・ラオス・ベトナム・ウズベキスタン

#5




### 法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)

- 5つの観点
  - 1) 自由、民主主義、基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着
  - 2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保
  - 3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、地域の連携・統合の基盤整備
  - 4) 日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全保障の導入支援
  - 5) ガバナンス強化を通じた我が国が実施する経済協力の実効性の向上と国際開発目標達成への寄与
- 重点対象8か国：インドネシア・ベトナム・ミャンマー・モンゴル・カンボジア・ラオス・ウズベキスタン・バングラデシュ、ネパール・東ティモールなどのアジア諸国等にも、ニーズに応じて支援

#6



法制度整備支援に関する基本方針（改訂版） 

II 法制度整備支援の実施体制

「・・・外務省、法務省等の関係省庁の連携はもとより、政府と日本弁護士連合会、経済団体等関係者及び大学等関係者との間の官民連携が不可欠であることから、引き続き、法務省・JICA主催の法整備支援連絡会などの既存の枠組みも利用しながら、具体的な官民連携による支援策についての検討を行い、オールジャパンによる支援体制を強化していく。」


#7

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-  
(平成25年6月14日閣議決定) (抄) 

第II. 3つのアクションプラン  
三 国際展開戦略  
2. 海外市場獲得のための戦略的取組  
＜中国・ASEAN等＞

既に日系企業によるサプライチェーンが構築され、消費市場が成長してきていること等を踏まえ、ビジネス環境改善と新規分野進出支援を実施する。具体的には、東アジア・アセアン経済研究センター（EPIA）を活用し、東アジア経済共同体構築を目指しつつ、広域的な道路・電力網等のインフラ強化や産業政策・法制度整備の支援、知財保護強化等を進めるほか、二国間金融協力を通じた日系企業の現地通貨建て資金調達支援等を行う。2020年までに「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比2倍を目指す。

#8


経済財政運営と改革の基本方針 

～税デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

第2章強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現  
1. 「日本再興戦略」の基本設計  
(3) グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）  
③ 貿易・投資促進によるハイブリッド成長

また、特区制度の抜本的改革、政府の外国企業誘致・支援体制の抜本的強化等により対内直接投資を促進するとともに、海外からの高度人材の積極的受入れなど、魅力的なビジネス環境を整備する。さらに、グローバル化を支える人材の育成、我が国が強みを持つ分野での法制度を含む制度整備支援、制度金融や貿易保険等を活用した海外への投資の拡大、産業・物流拠点の整備・利便性の向上を図る。

#9

報告内容 

① 政府施策としての法制度整備支援

- 「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
- 「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」
- 「経済財政運営と改革の基本方針～税デフレ・経済再生～」

2. 法制度整備支援の成果

3. 平成25年の活動

- 各国の活動
- 日ASEAN友好協力40周年記念事業

#10

法制度整備支援の主な内容



モンゴル国  
～法務省 (2009年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2009年～継続)

中華人民共和國  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・中国企業法律事務所 (2007年～継続)  
・中国企業法律事務所 (2007年～継続)  
・中国企業法律事務所 (2007年～継続)

インドネシア共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

タイ王国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

カンボジア王国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ラオス人民民主主義共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ベトナム社会主義共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ミャンマー連邦共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ウズベキスタン  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ウズベキスタン 特別代表  
ウズベキスタン 特別代表  
ウズベキスタン 特別代表

オーストラリア連邦共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ニュージーランド共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

フィリピン共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

マレーシア共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

シンガポール共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

タイ王国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

カンボジア王国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ラオス人民民主主義共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ベトナム社会主義共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ミャンマー連邦共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ウズベキスタン  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ウズベキスタン 特別代表  
ウズベキスタン 特別代表  
ウズベキスタン 特別代表

オーストラリア連邦共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

ニュージーランド共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

フィリピン共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

マレーシア共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

シンガポール共和国  
～法務省 (2007年)～  
・法律事務所支援  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)  
・民間企業法律事務所 (2007年～継続)

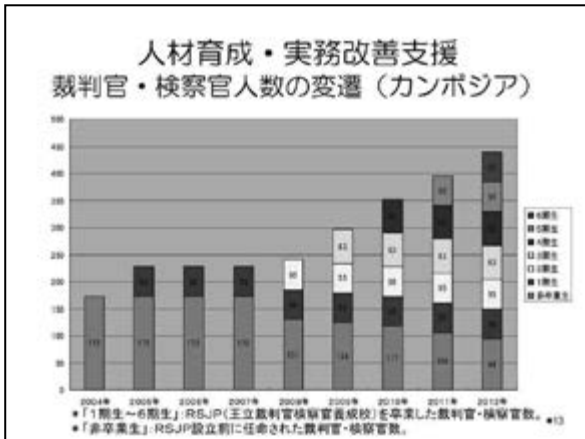
#11

起草支援



民法・民事訴訟法（カンボジア）

#12



- ### 報告内容
1. 政府施策としての法制度整備支援
    - ・「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂
    - ・「日本再興戦略～JAPAN is BACK～」
    - ・「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」
  - ② 法制度整備支援の成果
  3. 平成25年の活動
    - ・ 各国の活動
    - ・ EASEAN友好協力40周年記念事業



### 平成25年の活動～ミャンマー

「ミャンマー法整備支援プロジェクト」

【目標】法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じ、法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進

【プロジェクト期間】2013.11/20～2016.11/19 (3年間)

連邦法務長官府	連邦最高裁判所
1 機能等 日本の法務省・検察庁・内閣法制局に相当。起草分野では、全政府提出法案を事前チェック。	1 機能等 民法・刑法・民法訴訟・訴訟法等の基本法のほか、仲裁法等の重要法令を含む52の法令を所管。
2 現状と課題 経済関連法令の起草ラッシュに伴い、事前チェック部門の支援が急務。	2 現状と課題 裁判の迅速化、裁判官研修部門の強化が課題。

平成25年の活動～ネパール



- 「日本・ネパール司法制度比較共同研究」(平成25年8月)
- 「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(平成25年9月)




#19

平成25年の活動～東ティモール





現地調査・現地セミナー等実施(法案起草能力向上)




#20

日・ASEAN40周年友好協力記念事業  
～ベトナム六法発刊～

平成25年3月発刊

基本法令の日本語訳などを集約

[http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_hokoku\\_vietnam.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_hokoku_vietnam.html)



#21

日・ASEAN友好協力40周年記念事業  
～ミャンマー連邦法務長官招へい～




平成25年6月

トゥン・シン長官  
ミャンマーにおける法の支配の確立のため、わが国の協力が得られることに対する強い期待を表明



#22

日・ASEAN友好協力40周年記念事業  
～ベトナム最高人民検察院長官招へい～




平成25年8月

グエン・ホア・ビン長官  
「日本はベトナムにとって、経済面だけでなく、外交面・政治面でも信頼できるパートナーであり、今後、両国の司法関係が、より高いレベルに発展することを希望している。」



#23

法整備支援連絡会これまでのテーマ



番号	年月日	場所	テーマ
1	2003.1.18	東京(法務省)	「法整備支援連絡会の発足(発起式)」
2	2005.10.11	東京(法務省の総合研究所)	「法整備支援の現状と展望」
3	2007.9.19	千葉(東京総合センター)	「法整備支援における国際的動向(調査・報告等)」
4	2009.1.19	大阪(法務省議室)	「法整備支援の新たな展開(その進捗と概況等)」
5	2009.1.23	大阪(法務省議室)	「アジア圏における法整備支援の概況等」
6	2009.1.14	大阪(法務省議室)	「ベトナム司法制度の成り立ちと法整備支援の経緯等」
7	2009.3.17	大阪(法務省議室)	「法整備支援における法整備支援の重要性と課題等」
8	2007.1.18	大阪(法務省議室)	「アジア諸国での法整備支援の状況について等」
9	2009.1.19	大阪(法務省議室)-東京(赤レンガ)	「法整備支援における成果と課題-成果物の普及を中心として」
10	2009.1.19	大阪(法務省議室)-東京(赤レンガ)	「日本の法整備支援-今後求められるもの」
11	2010.1.20	大阪(法務省議室)-東京(赤レンガ)	「法整備支援に必要な人材育成と多国籍協力」
12	2011.1.21	大阪(法務省議室)-東京(赤レンガ)	「日本の法整備支援をどう発展-評価する」
13	2012.1.20	大阪(法務省議室)-東京(赤レンガ)	「法整備支援の検証-支援から臨みへ」
14	2013.1.20	大阪(法務省議室)-東京(JICA赤レンガビル)	「連携と協働で広げる法整備支援」
15	2014.1.20	大阪(法務省議室)-東京(JICA赤レンガビル)	「法整備支援の成果と新たな展開」

#24



**JICA**

## 第15回 法整備支援連絡会

# ビジネス環境整備と法整備支援の取組

2014年1月24日  
JICA産業開発・公共政策部  
ガバナンスグループ  
富澤 隆一

**JICA**

## 法整備支援が目指すもの： グッドガバナンスと経済成長

■ビジネス環境整備、経済成長

途上国のビジネス環境の包括的な改善

①貿易・投資促進  
【課題1】国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化  
【課題2】貿易促進改革・制度の策定  
【課題3】貿易円滑化支援（税関分野協力）  
【課題4】投資促進改革・制度の策定  
【課題5】産業人材育成事業

②経済基礎整備支援  
【課題1】基準認証制度整備  
【課題2】統計制度整備  
【課題3】金融制度整備支援

③「法整備」支援  
【課題1】基本的なルールの整備（民法・民訴法・民事執行法・行政法等）  
【課題2】法運用組織機能強化（司法官、裁判官、検察官、投資官、知事等、公取委員等）  
【課題3】1-ゴール・エンパワーメント（ルール及びシステムへのアクセス（弁護士機能強化、ADR支援、法律扶助制度支援等）  
【課題4】人材育成

「法整備」の土壌の上へ…

途上国（インドネシア等）

経済団体  
企業  
政治家

WTO  
日本  
途上国の成長力の取込み  
途上国  
競争プロセスの促進

OECD  
OECDの国際基準の導入（e-Governance）  
「途上国」のインターネット  
OECD支援を含む法整備支援  
法分野の対話（対話）

■グッドガバナンス

法整備支援は、発展途上国における「法の支配」そしてグッド・ガバナンスの確立を目指すもの

「法の支配」の内容には、民主的なプロセスに基づいた明確なルールの制定や、透明性の高い法令の運用システムの構築が含まれる

**JICA**

## 国の重点政策としての法整備支援

法制度整備支援に関する基本方針（改訂）：平成25年5月改訂

■法制度整備支援の基本的な考え方

良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、開発途上国が持続的成長を実現するために不可欠な基盤づくりを支援する

自由、民主主義等の普遍的価値観の失  
者による法の支配の定着

持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保

日本の経験・制度の共有、日本との経済連携強化、地域的連携・統合の基盤整備

日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備や環境・安全規制の導入支援

ガバナンス強化を促した日本の経済協力の実効性向上と国際開発目標達成への寄与

■対象分野：  
基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用を支援

■重点対象8カ国  
インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

■海外市場獲得のための戦略的取組  
東アジア・アセアンにおいて、道路・電力網等のインフラ強靱化とともに、法制度整備の支援、規制調和強化を進める。

■アジアの金融インフラ整備支援  
「中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する。」

■経済財政運営と改革の基本方針  
～脱アフレ・経済再生～  
■グローバル化を活かした成長（国際競争）  
「我が国が強みを持つ分野での法制度整備や制度整備支援等を活用した海外への投資の拡大、産業・物流拠点の整備・利便性の向上を図る。」

**JICA**

## ビジネス環境整備と法整備支援の取組

- 基礎法令の起草、法運用実務改善、司法アクセス改善の支援
- 公正な競争環境整備への支援
- 投資環境・投資法制整備への支援
- 租税・関税法整備への支援
- 知的財産権保護強化への支援
- これまでの支援の成果・特徴

Japan International Cooperation Agency

**JICA**

## (1) 基礎法令の起草、法執行実務改善、司法アクセス改善の支援

■起草を支援した主な法令

【事例1:ベトナム】民法、民事訴訟法 など  
【事例2:カンボジア】民法、民事訴訟法 など  
【事例3:ウズベキスタン】行政手続法 など  
【事例4:中国】民事訴訟法 など  
【事例5:ネパール】民法 など

■法運用組織の機能強化と実務改善  
法執行機関や紛争解決機関の機能改善支援等を実施

【事例1:ネパール】裁判所の事件管理改善を支援  
【事例2:ラオス】法曹教育・研修・実務の改善のための基礎的能力向上支援  
【事例3:モンゴル】調停制度の導入・普及を支援

■司法アクセス改善支援  
・市民による法律・司法制度へのアクセスを可能とする

【事例1:カンボジア】市民の法律サービス窓口としての弁護士会機能強化を支援  
【事例2:ベトナム】弁護士会に対する社会的弱者支援への弁護士会の対応能力強化を支援  
・市民の法律知識向上のための情報普及など  
【事例3:ウズベキスタン】法令データベース構築支援

起草、司法実務・アクセス改善支援の主な実績

**JICA**

## (2) 公正な競争環境整備への支援

新興国の現状

- 市場経済整備の必要性
- 競争原理に対する企業・国民の低い理解
- 競争当局の低い執行能力

JICAプロジェクト

- ベトナム「競争法改正、執行能力強化支援プロジェクト」(実施中)
- インドネシア「競争政策プロジェクト」(フェーズ1, 2)(終了)
- フィリピン「包括的競争政策のための能力向上プロジェクト」(フェーズ1, 2)(実施中)
- 中国「独禁法立法及び執行プロジェクト」(実施中)

支援内容

公正取引委員会の協力を得て以下を中心に実施

- 競争法の改正/下位法令改訂
- 競争当局による審査・執行能力の向上
- 企業・国民に対するADR/カシー活動推進
- 公正取引委員会との継続共有



**JICA 新たな取組と今後の課題**

(1) 戦略的支援の実施(プログラム化など)による成果の拡大

(2) 民間団体・企業との連携の強化

Japan International Cooperation Agency

**JICA (1) 戦略的支援の実施による成果の拡大**

(ミャンマーの例)

	I. 国民の生活向上のための支援 (少数民族や貧困層支援、 農業開発、地域の開発を含む)	II. 経済・社会を支える人材の能力向上や 制度の整備のための支援 (民主化推進のための支援を含む)	III. 持続的経済成長のために 必要なインフラや制度の 整備等の支援
● 農業・農村開発	● 市場経済化支援 - 経済改革支援(技協) - 経済特区(SIET)開発政策支援(技協) - 通関・税関近代化(技協) - 通関電子化を通じた税関改革・近代化計画(無償・技協)(調査中) - 証券監督能力強化(技協) - 中央銀行業務ICTシステム整備(無償) - 知的財産庁設立支援(技協)(調査中)	● ヤンゴン・ティラワ地域開発構想	
● 少数民族地域への支援	● 民主化支援 - 地方自治研修(技協) - 法制度整備・法曹人材育成支援(技協)	● 交通・通信網の整備	
● 防災	● 産業技術者育成・制度整備	● エネルギー	
● 医療・保健	● 教育支援		
● 地方開発・貧困削減	● JICAボランティア事業		

13

**JICA (2) 民間団体・企業との連携の強化**

- ・ ビジネス環境整備においては、民間企業(利用者)の視点を踏まえた協力が重要。
- ・ 民間企業の視点や知見を、法整備支援においても活用していく。
  - ✓ 官民合同の対話枠組(日インドネシア経済合同フォーラム、日越共同イニシアティブ、日本ミャンマー共同イニシアティブなど)やJETRO、経団連、各国日本商工会との一層の連携強化
  - ✓ 民間コンサルタント会社、法律事務所の知見の積極的な活用

14

**JICA ご清聴ありがとうございました**

「JICA法整備支援ポータルサイト」を開設しました。どうぞ活用ください。

(以下のページの「法整備支援ポータルサイトはこちらからお入り下さい」をクリック。)

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/index.html>

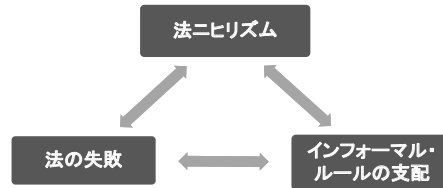
15

# 法整備支援と「法の学識者」の形成

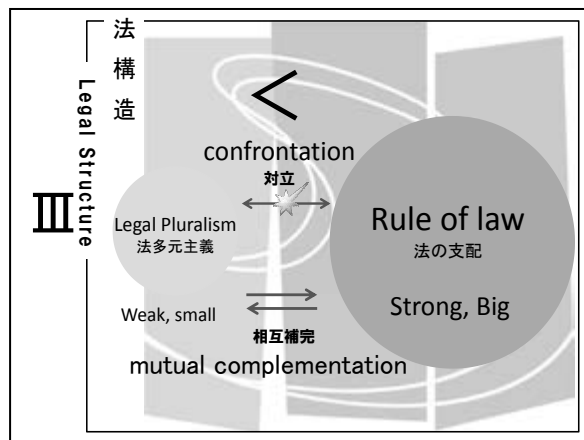
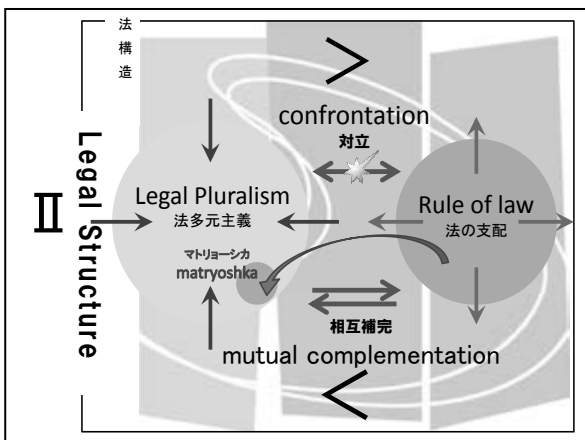
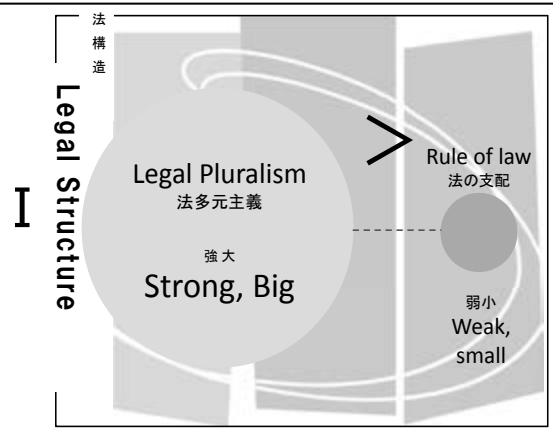
名古屋大学  
法政国際教育協力研究センター(CALE)  
市橋 克哉

## 1. ウズベキスタンの経験→理論化

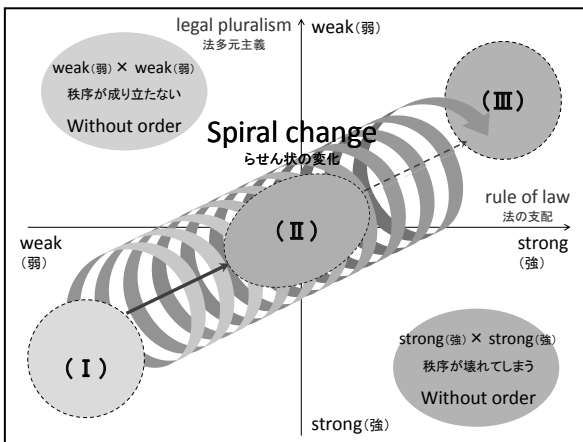
- A) プロセス・変化・進化
- B) 制度： フォーマル・ルールとインフォーマル・ルール
- C) 病理のトライアングルの悪循環



- D) 制度比較：共時的制度配置の比較
- E) 経路依存性：通時的制度配置の分析
- F) 「法pluralism」(含：ソビエト法)と「法の支配」

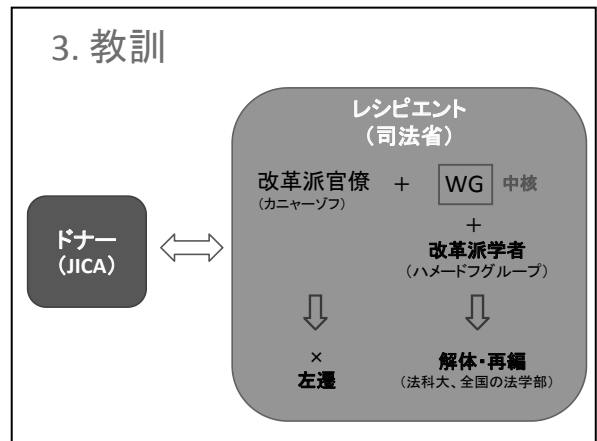
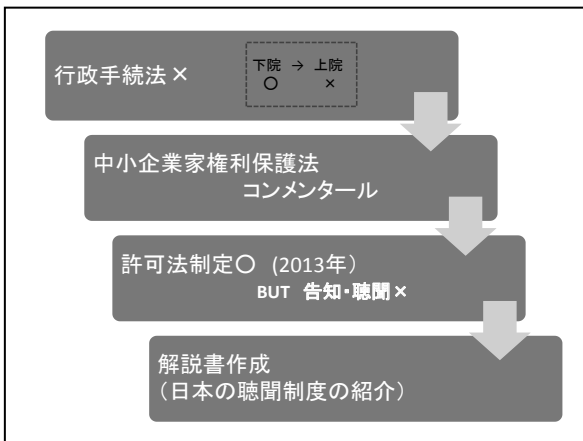






### 2. ウズベキスタン行政法支援 (JICA)

A プロセス・変化・進化	→ ○
B 制度: フォーマル・ルール インフォーマル・ルール	→ 内容:告知・聴聞/理由の提示 → 形式:行政規則
C 病理のトライアングルの悪循環	→ 拒絶反応の緩和 悪循環の遮断
D 制度比較	→ 行政の自己拘束 (制御)
E 経路依存性	→ 「古い制度」と「新しい制度」 との接合 (対立・補完・浸透)
F 「法pluralism」と「法の支配」	



### 4. 制度変化の担い手 (人材)

#### a. ウズベキスタン

法の学識者 (学者 + 法曹 + 官僚)

① ソ連時代:  
ロシア人等スラブ系とユダヤ系 / ウズベク族: 少数

② 独立 (1991年):  
ロシア人・ユダヤ人国外へ (第一の解体)

< 初期条件 >

② 独立後  
→ ウズベク人等イスラム系の法曹 + 官僚の帰国  
⇔ 旧研究者層 (うすい)

法曹・官僚が大学へ  
研究者に転身 (空白を埋める)  
+  
若手の養成 (BUT 留学帰国組は少ない)

ウズベク化・男性化の進行  
(外国語 × 外国法 × ソ連法 △)

③第3段階(2013年以降)

法学部の統廃合(第2の解体)  
=法学者のPurge

→再度、法曹・官僚・若手(留学組)が転入  
BUT

**法の学識者の形成 失敗**

「猿の惑星」...?

②独立後		③2013年以降
ソビエト法	⇒	ソビエト法
制度 概念 体系		存続 制度 概念 体系
法イデオロギー		消滅

b. グルジア・リトアニア

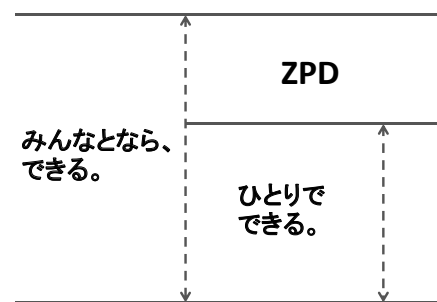
・同一の初期条件

②独立後

基幹民族化  
法曹・官僚の研究者転身・留学  
若手の養成・留学  
←大学と援助機関の支援  
(外国語◎、外国法◎(EU法、ドイツ法)、ソ連法△)

**「発達(開発)の最近接領域(ZPD)」**

発達(開発)の最近接領域(ZPD)



c. 中国・インドネシア

- ・参考
- ・法の学識者形成の失敗例

ご清聴ありがとうございました。

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

## アジア経済研究所における 開発途上国法研究について

日本貿易振興機構アジア経済研究所  
研究企画課 今泉慎也  
shinya\_imaizumi@ide.go.jp

2014年1月24日 法整備支援連絡会議

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 1

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

### アジア経済研究所の概要

- 1960年創設(特殊法人)。1998年7月に日本貿易振興会(ジェトロ)と統合。1999年に千葉県幕張に移転。2003年に独立行政法人に移行。
- アジアを中心に、中東、アフリカ、ラテンアメリカその他開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国の研究機関。我が国の通商政策・経済協力の基盤となる研究を実施。
- ①地域研究(=現地に軸足を置いた開発途上国・地域の動向と構造の分析) ②開発研究(=最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく)の両軸。
- 研究者数120名(担当:アジア60%、中東・アフリカ・ラ米22%、その他18%)。外国人研究者7人を含む。

### アジア経済研究所における開発途上国法制研究

- 投資制度調査(1965年~)に始まる。
- 「法と開発」論を軸とする開発途上国・地域の総合的な法制度研究へ展開。
- 現在の関係研究者6名(担当国:中国、フィリピン、タイ、ミャンマー、インド、国際法)。OB4人。
- ジェトロにおける投資・法制情報も参照(<http://www.jetro.go.jp>)

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 2

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

### 最近の主な研究領域

#### 1. 司法制度/アジアにおける「司法化」

- 司法制度・司法改革に関する研究→司法の影響を加味する必要
- 多くのアジア諸国において政治過程や政策形成に司法が大きく影響を与えることが顕著(司法化judicialization)。←民主化や経済発展等を契機に「法の支配」が重視。「司法の独立」の強化、司法の権限拡大。
  - ✓ 大陸法型の憲法裁判所:韓国、台湾、タイ、インドネシア等。
  - ✓ 民主化等を契機に英米法系の国でも最高裁等の判断が大きな影響:フィリピン、香港、パキスタン
- 司法化に対する政治の側からの反発も。たとえば、フィリピン、スリランカでは最高裁長官弾劾が成立→民主化後に強化されたはずの「司法の独立」の再検討が必要。

□ 関係研究者:今泉慎也、知花いつみ、佐藤創ほか  
□ 関係成果:佐藤編『パキスタン政治の混乱と司法:軍事政権の終焉と民政復活における司法部のプレゼンスをめぐって』(アジア経済研究所、2010年)

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 3

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

### 2. 障害と法

- アジア諸国は障害者権利条約の成立に前向きに取り組むほか、条約との整合性が保つため国内の障害者立法の整備を進める。
- アジアその他開発途上地域の障害者法研究の課題
  - ✓ 開発途上国・地域における障害者の実態把握
  - ✓ 障害者立法が非差別原則、合理的配慮、法の下での平等など条約の諸原則と合致するの(現地の状況を考慮が必要)
  - ✓ 障害者の権利実現の法的課題、権利実現をとおした貧困解消や生活水準の向上などの理論・実証研究。
  - ✓ 障害者立法の裁判規範性、執行、権利救済制度とその運用等

□ 関係研究者:小林昌之、森社也(経済学)  
□ これまでの成果:小林編『アジア諸国の障害者法:法的権利の確立と課題』(アジア経済研究所、2010年)。

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 4

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

### 3. 人の移動の法制度(Labour Migration and Human Trafficking)

グローバル化の進展のもとで拡大する人の移動にかんし、二国間に構築されている労働移動の制度に着目し、単純労働者の送受入、高度技術者の人材獲得、人身取引を含め、移民政策にかんする複数の観点から、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムおよびカンボジアの各国法制度を分析しながら、東アジアにおける人の移動の法制度および法政策の共通基盤構築の課題を検討。

また人の移動の最悪の形態である人身取引が、安全保障および人権保障の観点から、そして健全な経済社会発展のためにその撲滅および防止が求められています。現在国際的アジェンダとなった人身取引問題という事象を、法学、経済学、政治学など複数のアプローチから包括的かつ多角的に分析。

□ 関係研究者:山田美和 今泉慎也 小林昌之 石塚二葉 知花いつみ 他  
□ 成果:山田編『東アジアにおける人の移動の法制度』(アジア経済研究所、2014年3月出版予定)。

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 5

IDE-JETRO INSTITUTE OF DEVELOPING ECONOMIES <http://www.ide.go.jp/>

### 4. ビジネスと人権

- 日本企業の新興国・開発途上国への事業進出の活発化→これまで先進国では問題として意識されてこなかった社会・環境要因が事業上のリスクとして浮上。たとえば、自社でCSRを重視しても、取引先または下請の人権侵害によって批判を受ける事態が発生。
- 現地の人権保障等に関係する法規(労働、環境規制、安全基準、土地収用等)が未整備と執行性の弱さ→国内法規と国際基準のギャップが人権侵害の温床。(進出先の法律を遵守するだけではリスクを回避できない!)
- 「ビジネスと人権に関する国連指導原則(ラギー・フレームワーク)」(2011年国連人権理事会採択)
- 競争力を維持し高めるためにCSRが必要とされる日本企業が、どのように人権尊重を企業活動のなかに取り込むべきか、そしてそれを日本政府としてどのようにサポートしていくのが検討が必要。

□ 関係研究者:山田美和、小林昌之

2014/5/27 (C) IDE-JETRO All rights reserved. 6

**法整備支援とアジア法研究との関係について**

- 法整備支援はアジア法研究の強力な推進力(体制移行諸国が主たる対象)。開発法学の精緻化。→しかしながら、支援対象となっていない国・地域の法の動きのフォローが後手に？
- アジア等に専門的知識を有する法学者・実務家は近年大きく拡大。研究者はまだ北東アジア重視？。→研究者減少のなかでどう研究を奨励していくのか。
- 日本の地域研究者(法学以外)の層の厚さ。多分野の研究成果を活用していくことが必要。(参考文献)アジアワールドトレンド特集「法と開発」研究一途と国際問題への新たな学問的貢献  
[http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W\\_trend/200708.html](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/200708.html)

**アジア法学会の活動について**

- 2003年創設。アジアの法制度に関心のある研究者、実務家で組織。
- 2013年は10周年を記念して、「イスラーム法」をテーマに国際シンポジウムを開催。2014年は「モンゴル法」を年間テーマに6月(名古屋)、11月(福岡)で研究大会を開催の予定。
- 学会誌『アジア法研究』を毎年発行。10周年記念シンポ成果は出版予定。
- 『法律時報』学会回覧の「アジア法」は主としてアジア法学会会員が担当。
- 連絡先 事務局メール panda@asianlaw.info
- 事務局長 今泉慎也

## ビジネスインフラとしての知的財産制度の整備支援 — 活動報告 —

2014年1月24日  
特許庁国際協力課地域協力室

### 知的財産制度整備支援の必要性

- 知的財産制度を確立することは貿易・投資環境の改善につながり、途上国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げただけでなく、直接投資の拡大を促進するという観点からも、途上国の発展に寄与。
- 途上国における知的財産制度の整備を促し、知的創造サイクルの確立に向けた取組を支援することは、途上国経済自体の自律的な発展を促し、世界経済の持続的な発展に寄与。

#### 日本再興戦略

##### ○新興国を含めたグローバルな権利保護・取得の支援

アジア新興国への人材派遣・研修受入れを強化するとともに特許審査ハイウェイ(他国で特許となった出願を、早期に審査する制度)の対象国を拡充する。

##### ○知的財産政策に関する基本方針

##### ○産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

アジアを始めとする新興国の知財システムの構築を積極的に支援し、我が国の世界最先端の知財システムが各国で準拠されるスタンダードとなるよう浸透を図ること。

##### 知的財産推進計画2013

##### ○知財システムのグローバル展開に向けた基盤整備

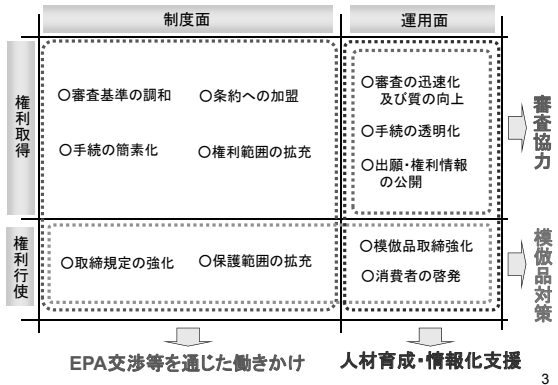
アジア新興国などの知財インフラ整備を進めるため、アジア新興国などに影響力を有するWIPOとも密に連携し、WIPOジャパン・ファンド事業などを通じた人材育成支援、専門家派遣や各国知的財産庁の情報化支援を一層積極的に推進する。

### アジア地域における条約加盟状況・法整備状況

		中国	インド	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	ラオス	カンボジア
国際条約	WIPO (注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約 (注2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	PCT (注3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	WTO/TRIPS (注4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モントリオール (注5)	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×
国内法	特許法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実用新案法	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) WIPO、世界知的財産機関。全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国際連合の専門機関。  
 (注2) 工業所有権の保護に関する世界的・内閣外連の原典、基本条約。各工業所有権独立の原典などについて定めている。  
 (注3) 特許協力条約(PCT)：特許の国際出願について定める国際条約。簡易な手続で加盟国すべての国に同時に提出したことが効力を生じる国際制度。  
 (注4) 知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)：知的財産権全般(著作権、商標、地権的権利、意匠、特許、集積回路配置、多国籍商標)の保護に関する協定。  
 (注5) マドリッド協定調定書(マドリッド)：商標の国際登録について定める国際条約。簡易な手続で加盟国において商標の保護を受けることが可能となる。

### アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応



### アジア各国との経済連携協定による主な成果

#### ①迅速な知的財産権の保護の確保

- ・日本国特許庁を修正実体審査の対象化(シンガポール)
- ・日本の審査結果の提出による早期審査(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・優先審査制度の導入(マレーシア、ベトナム)

#### ②手続の簡素化・透明性向上

- ・公証義務の原則禁止(インドネシア、フィリピン、ベトナム)
- ・特許出願日から18月後の出願公開制度の導入(マレーシア)
- ・優先権証明書翻訳文認証手続の簡素化(インドネシア、フィリピン)・・・等

#### ③知的財産権の保護水準の向上

- ・外国商標制度の保護(インドネシア、マレーシア、タイ)
- ・部分意匠制度の導入(インドネシア)
- ・意匠権効力範囲を「類似」まで拡大(インドネシア)・・・等

#### ④エンフォースメントの強化

- ・刑事罰対象権利の拡大(TRIPS:商標・著作権→知財全般)(インドネシア、フィリピン、タイ)
- ・税関差止め対象権利の拡大(TRIPS協定:商標・著作権→特許・実用新案、意匠を追加)(フィリピン)
- ・輸出品の税関差止め対象化(TRIPS協定:輸入品→輸出品を追加)(インドネシア)・・・等

### 途上国人材育成一概要一

- WIPOジャパン・ファンド及びJICAスキーム等のODA予算、並びに特許庁独自の予算を効率的に活用し、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び非政府の知財関係者に対し、以下の支援事業を展開。2008年度からアフリカ諸国へ支援を拡大。

- セミナー、ワークショップの開催** 目的に応じた海外及び国内でのワークショップ等の開催、また、過去の招へい研修生に対するフォローアップのためのセミナー等の開催
- 研修生受入** 知的財産権に携わる者の育成を目的に長期・短期招へい型研修を国内で実施
- 専門家派遣** 各途上国の制度・運用改善のニーズにあわせた長期・短期専門家の海外派遣を実施
- 近代化(情報化)支援** 途上国知的財産権庁の近代化を目的として、法制度の改善を含む業務・システム運用の向上のため協力を実施

### 特許庁における途上国人材育成の経時的概観

- TRIPS協定履行期限に向けた制度整備段階 (1996年～1999年)
  - 1996年、「1000人研修」の取組開始。
- TRIPS協定履行担保のための制度運用向上段階 (2000年～2008年)
  - 2000年1月1日、開発途上国のTRIPS協定履行期限。
- 新興国が国際的知財制度の一翼を担う時代への対応段階 (2009年～)
  - ブラジル国家産業財産庁 (INPI)、インド特許庁の特許協力条約 (PCT) 国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) 指定 (2007年のWIPO加盟国総会)。

6

### (参考) 途上国協力の実績

- 研修生3,987名、63ヶ国 / 4 地域より受け入れ
- 専門家515名 を32ヶ国 / 1 地域へ派遣
- 研修修了生を対象として、毎年3～4ヶ国にてフォローアップセミナーを開催
- ASEAN主要各国への情報化協力

○1996～2012年度の研修生受入・専門家派遣総数

国名	研修生受入れ	専門家派遣
中国	710	35
インドネシア	561	96
タイ	489	90
ベトナム	453	83
フィリピン	402	46
マレーシア	372	38
インド	295	14
ラオス	63	10
カンボジア	66	7
ミャンマー	36	0
その他	630	96
合計	3,987	515

○各国への情報化協力

国名	出願事務	検索	情報発信	電子出願
タイ	○	○	○	
インドネシア		○	○	
フィリピン	○	○		
ベトナム	○	○	○	○
マレーシア	○	○		

7

### 二国間協力: ミャンマー

- ミャンマーは、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の知的財産権法制定と知的財産庁設立を検討しているが、知的財産権法制度の整備や審査官等の職員の人材育成等に課題がある。
- 2013年2月に、首都ネーピードーにて、日本国特許庁長官とミャンマー科学技術省大臣との間で会合を行い、ミャンマーにおける知的財産システムの構築に向けた日本とミャンマー間の協力が進展。

- ミャンマーの産業財産権法及び規則案に対するコメントをミャンマーの担当機関に提供。
- WIPOと協力して、ミャンマーからの訪問調査団を受入。
- ミャンマーにおける知財庁の設立及び発展等のための専門家派遣の可能性を検討。
- ミャンマーの知財庁の設立及び発展のため、6ヶ月の長期研修生を招へいするなど、ミャンマーの関係者を招へいして研修を実施。
- 日本国特許庁の産業財産権に関する審査の運用マニュアル及びその他の資料を英訳してミャンマーの担当機関に提供。
- ミャンマーの担当機関に特許の審査官等を派遣し、審査業務に関するアドバイスを実施。
- ミャンマー等において産業財産権に関するセミナーを開催。

8

### 「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」の設置

- 我が国の知的財産制度や特許に関するノウハウをミャンマーに提供し、我が国にとって親和性の高いミャンマー知的財産制度を早期に確立させるための方策を議論する「ミャンマー知的財産制度整備支援チーム」を設置し、我が国企業のミャンマー進出を推進する。

ミャンマー知的財産制度支援チーム

- 法案等検討WG**  
ミャンマー知財法案、細則案についての助言・提案、今後のPCTやマドリッドプロトコル、ハーグ協定といった条約への加盟に向けた助言・提案など。
- 業務フロー・IT検討WG**  
今後設置が予定されるミャンマー知的財産庁(仮称)の業務フローや組織構成、業務に必要なITインフラについての助言・提案など。
- 知財戦略WG**  
ミャンマー政府が検討している知財ロードマップや、今後設置が予定されるミャンマー知的財産庁(仮称)での研修プログラムについての助言・提案など。

9

### (参考) ミャンマーにおける知財制度整備支援プロセス

10

# 関税技術協力について

平成26年1月24日  
関税局参事官室(国際協力担当)

## 関税技術協力の実施形態

我が国関税局・税関独自の支援(技術協力)

- WCO国際標準の具体的な実施に向けた支援
- 我が国税関の経験とノウハウを提供
- ⇒**受入研修、短期専門家派遣**

WCOを通じた支援(多国間援助)

- 国際標準、ベスト・プラクティスの導入・普及の促進
- ⇒**セミナー・ワークショップへの専門家派遣**
- 人材育成プログラム**等

JICAを通じた支援(技術協力、無償資金協力)

- 外交ルートを通じた支援要請に基づく支援を実施
- ⇒**受入研修、長期・短期専門家派遣、機材供与**等

## 関税技術協力の予算規模と実績

予算規模	実績(H24年度)
予算規模(2013年(平成25年度)) : 5.5億円 ○ 関税局二国間援助経費 : 1.6億円 ○ WCO関税協力基金(CCF)への拠出金 : 2.3億円 ○ WCO模倣品・海賊版対策拠出金 : 1.4億円 (2008年度から開始) ○ APEC事務局への拠出金 : 0.2億円	<b>＜二国間の支援＞</b> 政府開発援助の一環として、主に開発途上国税関当局からの要請を受けて、研修員受入、専門家派遣、ハイレベルな政策対話を実施 本邦受入研修(人数): 183名 専門家派遣(人数): 161名 2. 概要 我が国と経済的に緊密なASEAN(ブルネイ、シンガポール以外)、TIC ADV(第5回アフリカ開発会議)の成果(OSBP支援を規定)への対応として、アフリカ地域に重点を置きつつ、支援を実施。

関税技術協力関係予算の推移

関税協力理事會拠出金

二国間援助経費

＜国際機関を通じた支援＞

主としてWCO関税協力基金(CCF)への我が国の任意拠出金を活用して、開発途上国メンバーに対する地域・国別セミナー、ワークショップ等を実施

1. 平成24年度実績  
本邦受入研修(人数): 133名  
専門家派遣(人数): 30名  
2. 概要  
アジア太平洋地域を中心に国際標準に即した制度の整備、実施に向けた支援の実施。また、IPR分野に特化した支援を地域に限定せず実施するため、20年度から「模倣品・海賊版拡散防止のための拠出金」を拠出。

## 研修員受入実績

～24年度までの実績は延べ5,198名、昨年度は71か国316名を受入～

分野例

- 分類
- 関税評価
- 事後調査
- リスク管理
- 税関相談官制度
- 貿易円滑化
- 等

受入研修員の地域別割合(CO12年度)

## 専門家派遣実施実績

～24年度までの実績は延べ1,419名、昨年度は27か国へ191名を派遣～

分野例

- 分類
- 関税評価
- 事後調査
- リスク管理
- 知的財産
- 原産地規則
- 通関システム
- 等

専門家派遣の地域別割合(CO12年度)

## WCO(World Customs Organization:世界税関機構)

(2014年1月1日現在)

世界179か国・地域からなる税関関連の唯一の国際機関。1952年に設立(日本は1964年に加入)。関税制度の調和・統一及び税関行政の国際協力の推進により国際貿易の発展に貢献することを目的。事務局本部はベルギーのブリュッセル。

主な機構

- 総会
  - ・最高意思決定機関
  - ・加入国の税関当局の最高責任者で構成
- 政策委員会
  - ・主要政策課題を検討
  - ・我が国を含む30か国で構成
- 財政委員会
  - ・財政事項の検討
  - ・我が国を含む17か国で構成
- 各技術委員会等

事務局組織

- 事務総局長 御影邦雄(日本) 2009年1月～2018年12月
- 事務総局長次 セルヒオ・ムヒカ(チリ) 2010年1月～2014年12月
- 副総局長 ジュゼッペ・ファブリス(イタリア) 2012年1月～2016年12月
- 総幹事局長 朱 高登(中国) 2011年1月～2015年12月
- キレド・ド・ソレル・デ・ソレル局長 エリック・キーク(南アフリカ) 2011年1月～2015年12月





途上国の税関近代化支援に係る政府全体の方針(抜粋)

①「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等  
(3)海外展開の推進  
・税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関における貿易円滑化による日系企業支援

②「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)

- 第Ⅱ 3つのアクションプラン  
二 戦略市場創造プラン  
テーマ3 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築  
・アジア諸国において、我が国の総合的物流情報プラットフォームシステムであるNACCSの導入を旨とする。国内においては、本年10月までにまずは各種電子手続きをNACCSに統合する等、業務効率化の迅速化、ペーパーレス化を促進する。併せて、必要に応じ港湾の利用時間の延長(港湾のゲートオープン・税関の24時間化等)を推進する。

③「インフラシステム輸出戦略」(平成25年5月17日第4回経済協力インフラ会議)

- 第2章 具体的施策  
(2)経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用)  
①技術協力・業務実地協力の活用  
・無償資金協力や技術協力を活用した途上国側の開発計画の策定や、専門家派遣・各種研修等を通じた日系企業のビジネス環境の整備、インフラの海外展開支援<外務省、経済産業省、財務省>  
・JICAによる開発計画調査、官民連携による現地産業人材に対する受入研修、専門家派遣による日系企業の海外展開支援<経済産業省、財務省、JICA>  
第3章 地域別取組方針  
1. ASEAN地域 <現在の取組状況>  
・2015年のASEAN共同体構築に向け、物理面、制度面及び人的交流面での地域の連結性強化に関するインフラシステム支援を推進。特に、～(中略)～、域内の貿易円滑化に資する通関システムの構築支援(これに依る技術協力も含む)、～(中略)～に基づく支援が重要。

## 日本弁護士連合会の国際司法支援 活動報告(2013年度)

日本弁護士連合会国際交流委員会  
委員長 矢吹 公敏

平成26年1月24日  
法整備支援連絡会

## 日弁連の2013年度活動歴

- ◆本邦研修(JICAからの委託研修)  
ベトナム国別研修「弁護士実務」  
モンゴル国別研修「調停実務」
- ◆ラオス司法アクセスプロジェクト  
ラオス司法アクセス会議及び移動法律相談
- ◆カンボジア弁護士会プロジェクト  
弁護士養成校での講義  
弁護士ハンドブック作成支援
- ◆アジア司法アクセスネットワーク会議  
於ブノンペン
- ◆ILAC会議  
於ブラハ
- ◆国際司法支援セミナー

## 市民社会の形成及び強化に対する支援 アジアにおける市民社会

- 市民社会が政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な作用を自立的に行わせることで、国家のグッドガバナンス(良い統治)が実現することに鑑みれば、アジアでの市民社会の形成・強化は、アジア諸国のグッドガバナンス(良い統治)の実現に向けて喫緊の課題ということになる。
- アジアにおける市民社会形成の問題点
  - アジアでは、西欧のような市民革命の歴史がなく、それに理論的な根拠を提供する哲学や政治学が発展してこなかった。
  - アジア諸国では、植民地支配が長く続き、その後も社会主義や王族・特権階級による支配構造がそれを引き継いだ結果、参政権をはじめとする権利が人々に十分に保障されてこなかった。
  - 社会において教育や啓蒙活動が十分に行われず、通常は都市部で最初の市民として認知される知識層が脆弱であり、地方部ではその傾向はさらに顕著である。
  - 非政府組織(NGO)の活動に対する政府の介入があり、また資金的にも海外からのドナーに頼る以外安定しない。
  - その結果、人々が政府に迎動的となり、強力な批判勢力となり得ない。

## 市民社会の形成及び強化に対する支援 市民社会と弁護士

- 弁護士は、非政府・非経済社会で仕事をしている。勿論、政府や企業の仕事をしている弁護士は政府や経済社会に関わっているが、多くの弁護士は刑事事件や個人の民事事件を扱い、非政府・非経済社会との関係が深い。
- 弁護士は、政治犯を含めた刑事事件を典型として、人々の基本的人権、特に政府に対する批判的な人々の権利、の擁護に従事する職業であり、いわば政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な機能を有する市民社会の守り手としての役割を期待されている。
- 弁護士は、統治機構の中の司法の一翼を担い、公正な裁判の実現に奉仕する役割を期待されている。特に、裁判官・検察官という官側の司法関係者と異なり、民間の立場でこの機能を有していることに意味がある。
- 弁護士は、法学教育を含めて高度の教育を受けた知識層として、自ら政府や経済社会に対する抑制的かつ監督的な作用を自立的に行わせることができる市民である。また、その結果、他の人々を啓蒙、教育して、市民として育成する役割も期待されている。
- 弁護士の団体である弁護士会は、そのような弁護士を組織し、その活動を支えるとともに、個々の弁護士が政府から迫害されるなどした場合に、それを守る主体として機能する。
- 弁護士は、弁護士会だけではなく様々な人権団体、NGOで働いており、そうした組織された市民団体の中核を担っている。

## カンボジア王国弁護士会プロジェクト報告

- 2007年2月合意書議事録(Record of Discussions)にしたがって、独立行政法人国際協力機構(「JICA」)の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月まで実施された。開発パートナー事業の後継プロジェクト。その終了後、日弁連による草の根支援
- 2013年度は、①弁護士養成校での講義、②弁護士ハンドブックの改訂を実施している。
- 日弁連の国際司法支援活動基金によるファンド利用

## ラオス弁護士会プロジェクト報告

- ラオスでの弁護士の不足と人々の司法に対する極端なアクセス障害
- 2012年9月『ラオスにおける市民の司法アクセスの諸問題と解決提言』をテーマとする国際会議を開催
- 2013年度は相談技法の研修・法律相談会支援(2014年3月)
- 人権が実質的に保障されるためには、人々が法により賦与された権利を知り、かつその権利を行使するための環境が整っていることが必要である。司法アクセス問題の解消は、市民の人権保障のための重要な課題であると同時に、人々が市民として育成されるためにも必要なのである。
- 国際交流基金、東芝財団からのファンド支援

## アジア司法アクセス会議プロジェクト報告

- 2008年10月に、マレーシア弁護士会との共催で、マレーシアのクアラルンプールで、アジア途上国から弁護士を招聘して、「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催。
- 日弁連英文ホームページに、各国の司法アクセスに関する資料を掲載。
- 2010年にブリスベンで第2回の「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議開催。
- 2011年には東京でJICAの枠組みでアジア司法アクセス会議を開催。
- 2014年2月にプノンペンで第3回の「司法アクセスと弁護士会の役割」に関する国際会議を開催する予定。

## アジア司法アクセス会議プロジェクト報告(2)

- この会議は、アジアの多くの弁護士会が参加して、各国の法律扶助制度、過疎地域の司法アクセス問題、汚職などの司法アクセスを阻害するその他の要因、調停などの司法以外の主催者による紛争解決手続などの論点について意見交換や討議をするもので、アジア各国の経験交流の場となっている。この会議での情報・意見交換を通じて、各国の弁護士の司法アクセスに対する認識を共有し、相互に協力して各国制度の改善に取り組もうというものである。
- この会議により、アジアの弁護士の司法アクセスに対する認識を高め、さらに各国の人々に裨益し、市民としての認識を高めることが目標である。司法アクセスへの取り組みは、市民社会形成の努力でもある。

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度  
情報収集・確認調査

第15回法整備支援連絡会資料

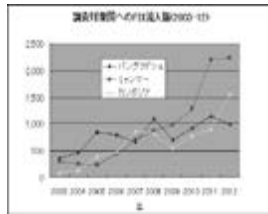
2014年1月24日

アジア地域ビジネス環境整備促進のための法制度  
情報収集・確認調査共同企業体

目次

1. 調査対象国のマクロビジネス環境
2. 調査の概要
3. 調査対象国の優先的ビジネス環境課題と改善の方向性
4. 今後の支援にむけて

調査対象国のマクロ経済環境



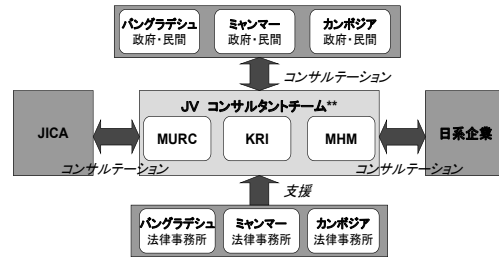
調査対象3カ国の中期的な海外展開有望国ランキングの推移

	2009年	2010年	2011年	2012年
ミャンマー	35位(1)	20位(5)	19位(7)	10位(51)
カンボジア	-	24位(4)	16位(6)	17位(13)
バングラデシュ	28位(2)	15位(8)	16位(8)	19位(10)

出所: JETRO「日系製造企業の海外展開に係るアンケート調査」  
各国別を元にJICA調査団作成  
注: 括弧内は、当該国を選択した企業数

出所: UNCTAD, World Investment Report (2013)

調査実施体制



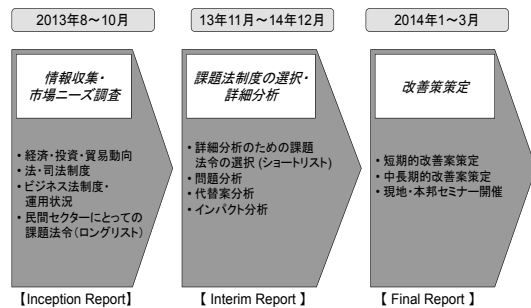
\*\* MURC: Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.  
KRI: KRI International Corp.  
MHM: Mori Hamada & Matsumoto Law Firm

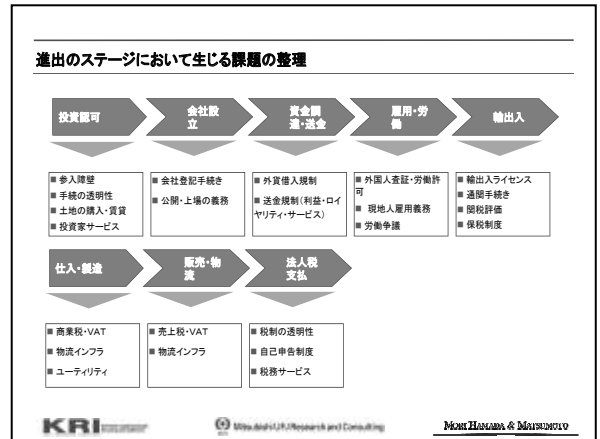
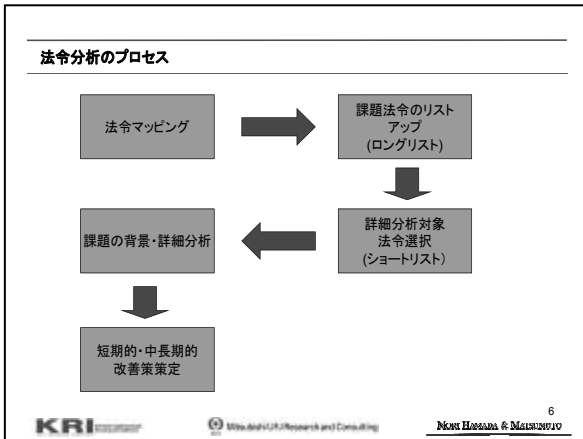
調査の目的

本調査は、上記の背景を踏まえ、以下を目的として当該調査対象3カ国の経済関連法制度に関連したビジネス環境整備に資する情報を収集・調査・分析し、課題を整理する。

- ① 比較的短期的な課題については、具体的な改善提案を取り纏めて相手国関係機関に提言を行うことで、当該国において企業が直面する法制度上の課題の解決を促進し、当該国におけるビジネス環境整備を支援すること。
- ② 中長期的な課題については、将来のJICAの案件形成の検討に資すること。
- ③ 本調査を通じて収集した情報を広く本邦の民間セクターや経済団体に共有することを通じて、日本企業の当該調査対象国等の新興国への海外進出促進の支援をすること。

調査スケジュール





### 調査対象国の優先的ビジネス課題(ミャンマー)

大分類	中分類	課題
投資	参入障壁	1) 「トレーディング」ビジネスにかかる参入障壁 2) 建設業への参入障壁 3) MICによる投資許可基準及び要件が不明確
	投資家サービス	4) 法令情報の一元化と周知 5) ワンストップサービスの機能向上
会社法・営業許可	会社設立手続き	6) 営業許可及び会社登記手続きの煩雑性
税制・会計	法人税	7) 外国企業支店に対する「居住法人 (Resident)」税率の未適用 (法人税率の内外差別) 8) 自己申告制への移行
	商業税	9) 付加価値税制度への移行
金融・外為	利益配当送金	10) 配当金・ローン返済にかかる事前のMIC認可
貿易・物流	輸出ライセンス	11) 輸出ライセンス品目の緩和及び輸入ライセンスの有効期限
	保税制度	12) 保税制度の導入
労働	査証及び労働許可	13) 査証発給基準、ルールの政府内での不統一、手続きの非効率性
インフラ	建設	14) 特定JV

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 改善の方向性(ミャンマー)

- **外資参入要件の明確化、投資にかかる予見可能性の改善**  
MICの投資認可、建設業参入にかかる投資認可について、認可基準及び詳細な要件が不明確。MICの裁量が大きき投資家の予見可能性が低い。投資家にわかりやすく規定を明確化し、投資家の予見可能性を高めることが必要。また、「トレーディング」にかかる営業許可は外国企業の基本的な経済活動であるだけでなく、地場企業への海外市場へのアクセスを促進するメリットもあるため措置の緩和が急務。
- **投資家への法令情報提供、ワンストップサービス及び会社設立手続きの改善**  
外資企業が現地法人等を設立する際、ビジネス関連法令を一元的に入手することが困難。また、DICAのワンストップサービス機能が不十分なら、DICAにおける会社設立手続きに特化してサービスが分かる。また、事業開始後送金手続や登記手続が煩雑。これらの手続は外国投資家のビジネスコストを顕著に高めているため、投資家への法令情報提供の一元化、ワンストップサービス機能の強化、会社手続きの効率化が必要。
- **貿易手続の円滑化のための法制度(保税制度・輸出ライセンス)**  
AEC加入のためにはアセアン域内外との輸出入取引にかかる貿易手続の円滑化による物流コストの軽減による競争力向上が急務。特に貿易振興のためには、通関の効率化と税制インセンティブを伴う保税制度の確立が必要。ミャンマーにおいては日本のNACCSシステムの導入が予定されているために、保税制度の整備も同時に行っていく必要がある。また、輸出ライセンスについては、中期的には他のASEAN諸国のように、保税のライセンスを必要としない自己申告制に転換するためのあり方を考えていく必要がある。さらに、上述のように外資系企業はトレーディング業者としての輸出入業者登録ができないことがミャンマーの貿易拡大のための障害となっている。
- **税制の近代化**  
ミャンマーに導入した外国企業が事業を安定的に行い、かつ、事業を拡大するために、法人税等の税務行政の近代化、効率的な監査制度の実施のための税務行政官・会計士の育成が必要。効率的な税務行政の実現は財政上の重要な問題でもある。
- **インフラ整備のための法制度(特定JV法の整備)**  
ミャンマーは電力を軸とするインフラの整備が遅れているが、今後継続的な貿易・投資の拡大のためには、高度な技術を有する日系企業を始めとする外資系建設会社が大型プロジェクトの請負を行うためには「特定JV」を締結することが国際慣習であるが、同制度が未整備であり、早期に外資系企業が求められる。

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 調査対象国の優先的ビジネス課題(カンボジア)

大分類	中分類	課題
投資	適格投資プロジェクト(QIP)	1) ワンストップ・サービスの機能強化
税制・会計	税務登録	2) QIPと税務登録との不一致
	事前告示制度	3) 税制に関する事前告示制度の導入
	税務調査	4) 担当者が変わった際の税務調査の選及実施
	配当金課税	5) 免税期間中の配当金送金にかかる20%の源泉税
貿易・物流	VAT	6) 輸出型QIPの国内調達原材料に対しVATが課税
	土地リースに関するVAT	7) 土地リースに掛かるVATの解釈と投資政策が不一致
貿易・物流	事前告示制度	8) 関税評価、および原産地に関する事前告示制度の確立
	通関業法	9) 通関業法の整備・通関士の育成
貿易・物流	輸出畜産物	10) 輸出畜産物検査制度・体制の整備
	輸出農産物	11) 輸出農産物検査制度・体制の整備
労働	労働許可	12) 労働許可期間の延長(1年-3年)
インフラ	建設許可	13) 建築基準法の整備

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 改善の方向性(カンボジア)

- **投資調達サービス改善に係る措置**  
実情に即した投資認可・支援サービスの体制の確立
- **税務手続改善に係る措置**  
- 税務登録の改善  
- 税務に関する法令の開示・コンサルテーション  
- 延滞税の課税に対する基準の設定  
- 免税配当金に対する配当金課税の廃止  
- VAT課税に対する還付加算金制度の導入  
- 土地リースを税法57条の非課税品(Non Taxable Supplies)に加える
- **貿易円滑化に係る措置**  
- 事前告示制度(関税率・関税評価・原産地)の導入およびサービス体制の確立  
- 通関業および通関士に係る既存の法令の修正に係る提案  
- 輸出畜産物・輸出農産物の検査・手続きの改善

KRI | Mitsubishi UFJ Research and Consulting | MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 調査対象国の優先的ビジネス課題(バングラデシュ)

大分類	中分類	課題
外国投資	投資規制	1) 外資の規制業種(サービス産業等)の参入条件が不透明
		2) 縫製業に係る運用面の実質的な参入障壁(BGMEA)による保税加工必要書類(UD)の発行
	投資家へのサービス	3) 関連法令の一元的な管理による英文での周知の必要性
		4) ワンストップ・サービスの強化・拡充
土地の登記制度	5) 複雑で把握困難な土地の権利関係	
会社法・営業許可	会社設立	6) バングラデシュ証券取引委員会(BSEC)の許認可問題(資本金1億タカ超、4億タカ超、5億タカ超にかかる規制)
税務	VAT	7) 商品の販売価格登録額に基づくVATの計算
金融・為替	外貨借入	8) ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可
	送金規制	9) 貿易外取引(サービス・フィー等)の外貨送金規制
貿易・物流	保税制度	10) 保税制度の適用規制が厳しい(国内販売割合)
	関税	11) 関税評価のための基準価格が実際の取引価格より高く算定される
労働	査証・就労許可	12) 投資企業関係者(家族を含む)の査証・就労許可書に係る基準が不明確で手続が遅延
	雇用	13) 商業分野では外国人駐在員1名に対して、ローカル・スタッフ5名、製造分野では同20名の雇用が投資審査基準
インフラ	PPP	14) PPP法の整備

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 改善の方向性(バングラデシュ)

- **外資規制・外資の参入条件の明確化**  
バングラデシュ政府は、同国への外国投資に係る基礎的情報(外資規制・外資の参入制度)を十分に整備し、正確に对外発信すると共に、規制緩和や諸改革を進めることを外資系企業に確信させるよう努めることが重要。
- **BOIのワンストップ・サービス機能の強化**  
BOIが名実ともに投資のワンストップ・サービス機能を十分に果たしていくことは、行政手続の効率化を図り、外資系企業のビジネスコストを削減する上で非常に重要。そのためにはBOIの組織能力・機能強化を図っていく必要がある。
- **国際的な商慣習に反する非合理的な規制の撤廃**  
「バングラデシュ証券取引委員会(BSEC)の許認可問題(資本金1億タカ超、4億タカ超、5億タカ超に係る規制)」や「商品の販売価格登録額に基づくVATの計算」など国際的な商慣習に反してビジネス活動の自由度を不当に制約する規制は撤廃するべきである。
- **資金の流れ(外貨借入・外貨送金)に係る規制の緩和**  
「ワーキングキャピタル用途の外貨借入不可」が貿易外取引(サービス・フィー等)の外貨送金規制など資金の流れを制約する規制は、外国投資家のビジネス展開の予見性や柔軟性を阻害するものである。業種、業務内容、ビジネス展開時期等に応じた柔軟な対応が求められる。
- **内需と外需のバランスのとれた発展を目指すたビジネス環境整備**  
「保税制度の厳格な適用規制(国内販売割合)」は、輸出志向型の企業が同時に内需用に製造・販売を行うビジネスチャンスを妨げるものである。本件の改革を進めるためには、内需型国内産業への技術移転やスキルの上上げ等を適したwin-win関係の構築が重要な鍵となる。
- **人材育成(技術・スキルの向上)を目標としたインセンティブシステムの推進**  
バングラデシュの競争力強化を図るためには、その基盤となる技術やスキルの開発・強化を急務に置いた。技術移転、人材育成の促進が重要。上述のwin-win関係の構築を図るためにも、外資系企業向けのインセンティブシステムの導入・推進が求められる。

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

### 今後の支援に向けて

今後3カ国へのビジネス環境改善支援のためには以下を検討する必要がある。

- 法令公布前の民間セクターとの対話・コンサルテーション体制の強化
- 法令公布前における重要ビジネス法令の民間セクターへのインパクト分析
- 法令情報の一元化・英語による周知体制の強化
- 外国投資窓口機関の投資認可・オペレーションに係るワンストップ・サービスの機能強化
- 税務行政制度近代化・税務サービス向上(自己申告制度、事前教示制度、税務調査等)
- 貿易行政手続円滑化(輸出入ライセンス簡素化、関税事前教示、関税評価、保税機能拡充等)
- インフラ整備のための法整備(PPP法、特定JV等)

KRI

Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MORI HAMADA & MATSUMOTO

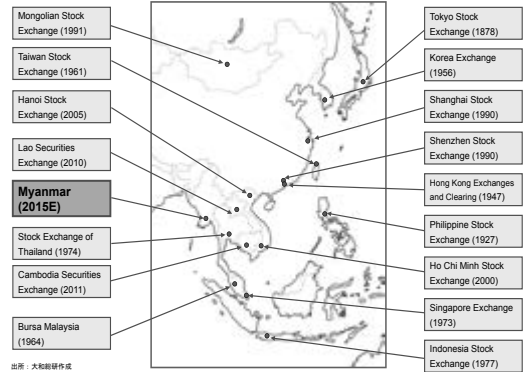
## ミャンマー証券取引所プロジェクトについて

2014年1月24日

大和総研 アジア事業開発本部

Daia Institute of Research Ltd.

## アジアの証券取引所設立年



出所：大和総研作成

2

## ミャンマー証券取引所プロジェクトの歴史

1990年代	2000年代	2010年代
証券取引所プロジェクトの抽籤からアジア通貨危機による停滞期入りへ	ミャンマー銀行危機の発生(2005)	ティン・セイン政権成立で経済改革路線へ
1993 大和総研(DIR)が証券市場育成支援のMOUをミャンマー政府と締結	2007 MSECが銀行1銘柄の株式店頭売買を開始	2012.5 ミャンマー中央銀行(CBM)と東京証券取引所(現日本取引所グループ)、DIRが取引所設立支援のMOUを締結
1995 証券取引所専任作成をDIRが支援	2008 ミャンマー政府が資本市場開発委員会を設立	2012.8 CBMと財務省財務総合政策研究所が証券法整備支援のMOUを締結、ワーキンググループ立ち上げ
1996 ミャンマー証券取引センター(MSEC)設立(DIR 49%、ミャンマー経済銀行50%)	ミャンマー政府が資本市場開発ロードマップを作成(2015年の証券取引所開業目標)	2013.7 新ミャンマー中央銀行法成立(CBMが財務省から独立)
1997 MSECが木材会社1銘柄の株式店頭売買を開始	上：MSEC入口 左：MSECが入居するビル(ミャンマー経済銀行ヤンゴン)	ミャンマー証券取引法成立 証券取引委員会(SEC)設立 証券取引所会社設立 ヤンゴン証券取引所開業

3

## ラオス・カンボジア・ミャンマーの証券取引所プロジェクト比較

	ラオス	カンボジア	ミャンマー(計画)
証券取引所名	Lao Securities Exchange	Cambodia Securities Exchange	Yangon Stock Exchange
取引開始	2011年1月	2012年4月	2015年10月
組織形態	株式会社	株式会社	株式会社
株主構成	ラオス中銀51% KRX 49%	カンボジア財経省55% KRX 45%	ミャンマー政府 日本
上場企業数	3	1	未定
証券会社数	2	11	未定

出所：大和総研作成

4

## 証券取引所設立に必要なもの

### SEC

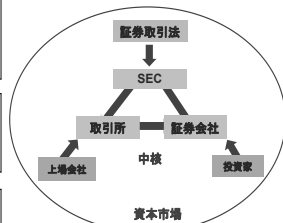
- ① ミャンマーの資本市場を管轄するのは従来ミャンマー中央銀行(CBM)だったが、2013年7月にCBMが財務省から独立し、財務省管轄に。
- ② 2014年に証券取引委員会(SEC)が設立されれば、SEC管轄に変更見込み。

### 証券取引所

- ① 取引所の運営ルール制定。
- ② ITシステムの導入。

### 証券会社

- ① SECが証券会社のライセンスを発行。
- ② ライセンスを取得した証券会社は投資家を開拓する。
- ③ 証券会社はまた企業を上場させる役割も担う。



5

## 証券取引所プロジェクト成功に向けて

ミャンマー中央銀行・東京証券取引所・大和総研のMOU調印式 (2012年5月29日)      ウィン・セイン財経大臣・セット・アウン・ウン財経大臣・タンニェン・ウー中銀総裁の質疑見学 (2012年10月12日)



6

